

ドイツの大学入学法制

—ギムナジウム上級段階の履修形態とアビトゥーア試験

木戸 裕

【目次】

はじめに

- I ドイツの教育制度の特色
- II 文部大臣会議の決議から
- III バーデン・ヴュルテンベルク州の事例

おわりに

- 翻訳：1. 学年段階並びに通常の形態のギムナジウム及び寄宿舎付きの上構形態のギムナジウムにおけるアビトゥーア試験に関する省令（通常形態のギムナジウムのアビトゥーア省令）
- 2. バーデン・ヴュルテンベルク州憲法（抄）
 - 3. バーデン・ヴュルテンベルク州学校法（抄）

はじめに

ドイツでは、わが国のような個々の大学ごとに行われる入学試験制度は、基本的に採用されていない。後述するように、ギムナジウム（Gymnasium）最後の2年間の成績と、ギムナジウム卒業時に実施されるアビトゥーア試験（Abiturprüfung）の総合成績が一定のレベルに到達した者に対し「大学入学資格」（アビトゥーア）^(注1)を付与する仕組みになっている。この資格を取得した者は、原則としてドイツ国内のどの大学、どの学部にも入学することができるという点が、ドイツの大学入学制度のもっとも大きな特色となっている。

ただしこの原則が例外なく適用されたのは古き良き時代の話で、ドイツでも大学教育の大衆化が進み、1970年代に入り従来のこうした原則は修正されなければならなくなった。^(注2)その結果、医学部などいくつかの専攻分野では、志願者すべてを収容できない、いわゆる「入学制限」（numerus clausus）という事態が生じている。

これに対応するため1973年から「中央学籍配分機関」（ZVS ; Zentralstelle für die Vergabe von Studienplätzen）という名称の公的機関がノルトライン・ヴェストファーレン州のドルトムント市に設置され、ドイツ全体を一括して、入学者を決定する仕組みがとられるようになった。学期によって変わるが、現在入学制限が行われている専攻としては、医学、歯学、獣医学、薬学、生物学、心理学があげられる（2008 / 09年冬学期）^(注3)。

このように定員に余裕がある限り、アビトゥーア試験に合格して大学入学資格を取得すれば、希望する大学・学部^(注4)に例外なく入学を許可される。しかし志願者が定員を上回る場合は、アビトゥーア試験の総合成績、待機期間（大学入学資格取得後経過した期間で、これが長いほど入学可能性が高くなる）などを基準として入学者が決定されるというのが、ごく大まかに捉えたドイツの大学入学制度である。

したがってドイツの大学入学制度は、①在学時の成績とアビトゥーア試験によって生徒の学習到達度を検査し、一定のレベルに達している者に対し大学入学資格を付与する、②大学入学資格を得た者の中から、特定分野に限って一定の基準を設け、入学者を選抜する、という2つの面を有している。本稿では、このうち①の「大学入学資格」の付与に関わる法制を紹介する。^(注5)

なお、ドイツは16の州（Land）から構成される連邦制の国家である。各州ごとに、文部省（Kultusministerium）^(注6)に相当する省が置かれ、それぞれの州の事情に対応した教育政策がとられている。ギムナジウムの履修形態とアビトゥーア試験の実際についてみても、全州がすべて制度上同一というわけではない。連邦全体にかか

わる大綱的基準については、各州の文部大臣により構成される文部大臣会議 (Kultusministerkonferenz, KMK) の決議によって可能な限りの統一化が試みられている。しかし文部大臣会議の決議は、法的拘束力をもっていない。基本となる制度については、各州共通しているが、細部に立ち入ってみると、州の事情により、その中身は必ずしも全ドイツ様ではない。

本稿では、16の州の中からドイツ南西部に位置するバーデン・ヴュルテンベルク州を事例として取り上げ紹介する。同州は、OECD (経済開発協力機構) の学習到達度調査 (PISA) の平均成績で、バイエルン州とともにドイツのなかでも高位を占めている。^(注7)

以下、まずドイツの教育制度の特色を概観する。次に、文部大臣会議が行った「ギムナジウム上級段階とアビトゥーア試験に関する決議」^(注8)の要点を箇条書にして紹介する。そのあと、バーデン・ヴュルテンベルク州の事情をできる限り具体的に見ていくことにする。

また本稿のあと、バーデン・ヴュルテンベルク州におけるギムナジウム上級段階の履修形態とアビトゥーア試験について、その詳細を定めた「学年段階並びに通常の形態のギムナジウム及び寄宿舎付きの上構形態のギムナジウムにおけるアビトゥーア試験に関する省令 (通常形態のギムナジウムのアビトゥーア省令)」の全文を訳出して紹介する。あわせて参考までに、「バーデン・ヴュルテンベルク州憲法」のなかから教育に関して規定した条文と、「バーデン・ヴュルテンベルク州学校法」のなかからギムナジウムに関わる条文等を抜粋して掲載した。

I ドイツの教育制度の特色

ドイツ全体に見られる教育制度の大きな特色として、各州とも複線型のシステムが採られている点をあげることができる。すべての生徒が共通に通うのは、満6歳から始まる基礎

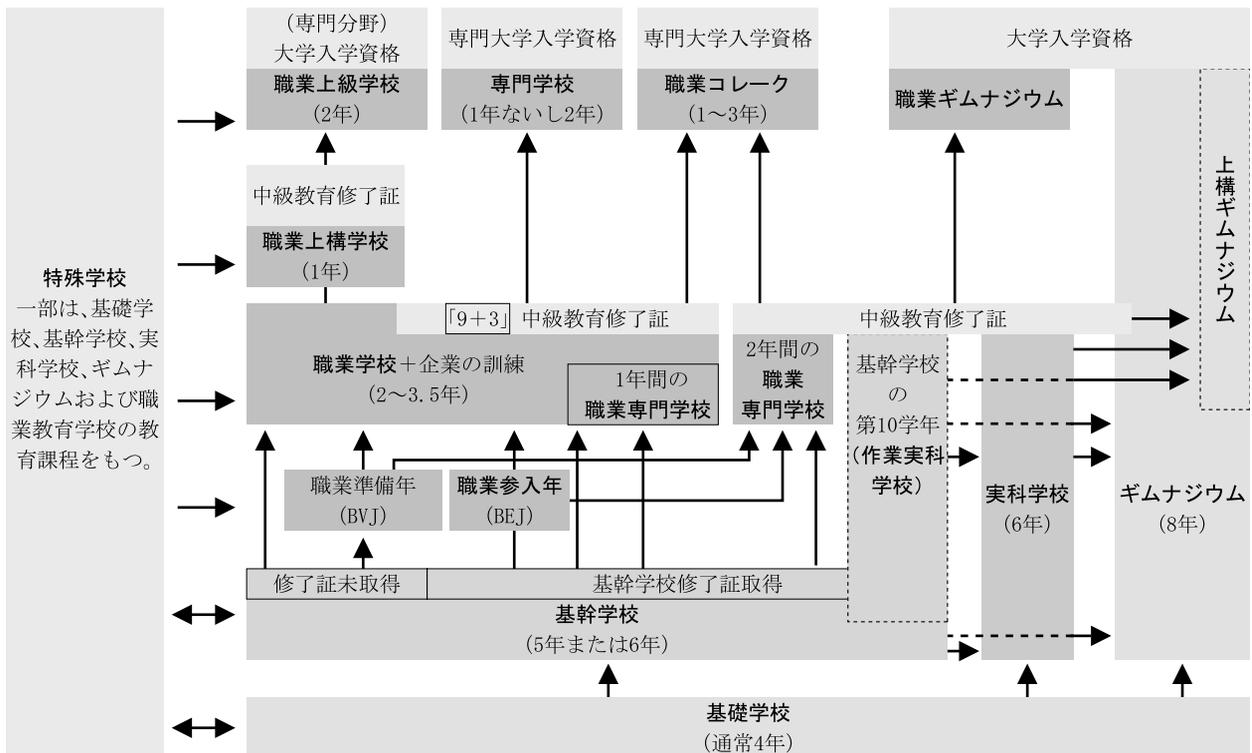
学校 (Grundschule) の4年間のみである。基礎学校における初等教育を終えると、生徒は基幹学校 (Hauptschule)、実科学学校 (Realschule)、ギムナジウム (Gymnasium) のいずれかの学校種類に振り分けられる。基幹学校は5年制で、卒業後すぐに就職する生徒が多い。実科学学校は6年制で、中級の技術者などの養成をめざしている。ギムナジウムは9年制 (目下、8年制に移行しつつある)^(注9)で、伝統的な大学進学コースである。ギムナジウムに進む者は大体3割^(注10)である。これら3つの学校形態をひとつにした総合制学校 (Gesamtschule) も設けられているが、普及度は高くない。このように中等教育段階において生徒を3種類の学校形態に分岐させる教育制度は、わが国とは異なるドイツの特色である。

ただし最初の2年間はオリエンテーション段階 (Orientierungsstufe) といって観察段階を設け、第6学年 (基礎学校入学時からの通算) 修了時に、それぞれの生徒の能力、適性、希望等に応じた進学校が決定される制度を採用している州が多い。

バーデン・ヴュルテンベルク州の学校制度図は、図1のとおりである。同州では、4年間の基礎学校を終えると、生徒は基幹学校、実科学学校、ギムナジウムに振り分けられるのが一般的である (他の州に見られるようなオリエンテーション段階や総合制学校は、あまり普及していないので、図1にはこれらの学校タイプは掲載されていない)。また同州では、ギムナジウムは、2004学年度のギムナジウム入学者から8年制に移行している。^(注11)

なおドイツでは、かつてはギムナジウムを経て大学入学へと至るというのが伝統的の大学進学コース (第一の教育の道) であったが、現在では、ギムナジウム以外の学校を経由して大学進学を目指すことも可能となっている (第二の教育の道)。バーデン・ヴュルテンベルク州で見ると、たとえば、実科学学校に進学した生徒は、

図1 バーデン・ヴュルテンベルク州の学校制度図



(訳注) 「9+3中級教育修了証」とは、職業教育を経験した者に付与される「中級教育修了証」。基幹学校修了までの9年間(基礎学校入学時からの通算)に加えて、3年間の職業教育を経て付与される。通常の「中級教育修了証」は、実科学学校修了者が取得する。

(出典) Ministerium für Kultus und Sport, Baden-Württemberg, *Spektrum Schule Bildungswege in Baden-Württemberg Schuljahr 2007/2008*, S.6.

「中級教育修了証」(mittler Bildungsabschluss)を取得後、職業ギムナジウム(Berufsgymnasium)または上構ギムナジウム(Aufbaugymnasium)に進学することにより「大学入学資格」を取得することができる。基幹学校に進学した生徒は、職業学校(Berufsschule)、職業専門学校(Berufsfachschule)などの職業教育の学校を経て「中級教育修了証」を取得し、さらに職業上級学校や専門学校、職業コレークといった学校に通学することにより、大学進学へ至る道が開かれている(図1を参照)。(注12)

最後にドイツの大学制度について若干言及しておく。ドイツでは、大学は大きく2つの種類に区分されている。すなわち、博士号や大学教授資格(Habilitation)を授与できる大学

と、そうでない大学である。前者を学術大学(wissenschaftliche Hochschule)、後者を専門大学(Fachhochschule)と呼んでいる。前者には、総合大学(Universität)のほか、工業大学、神学大学、芸術大学、教育大学などの単科大学が含まれる。(注13)

学術大学には、一般にギムナジウム上級段階を終えた者が進学する。専門大学は、それまでの技術者学校(Ingenieurschule)や、高等専門学校(höhere Fachschule)などの職業中等教育機関が大学に昇格したもので、1970年から発足した。専門大学には、職業教育の学校を経て「専門大学入学資格」を取得した者が進学するケースが多い。(注14)

II 文部大臣会議の決議から

以下では、文部大臣会議の決議である「中等段階Ⅱにおけるギムナジウム上級段階の形成に関する協定^(注15)」を取り上げ、ギムナジウム上級段階の学習形態とアビトゥーア試験について、その一般的特色を見ていくことにする。

1 ギムナジウム上級段階の目標設定

まず、ギムナジウム上級段階の目標^(注16)について、文部大臣会議の協定では、次のように設定されている。

- (1) ギムナジウム上級段階の授業は、深化された普通教育、大学における一般的な学習能力および学術準備教育を提供するものである。その際、特別の意味をもつのは、基礎的な教科であるドイツ語、外国語および数学における深化された知識、能力および熟達である。さらに、音楽／芸術、社会科学の教科、自然科学の教科、^(注17)体育、宗教または宗教の代替教科が、ギムナジウム上級段階の目標の実現のために寄与する（協定2.1）。
- (2) ギムナジウム上級段階の授業は、教科に関連して、教科の枠を超えて、教科を結合して設定される。ギムナジウムの授業は、学術的な問題設定、カテゴリーおよび方法へと規範的に導くとともに、人格の発展および強化、社会的責任のなかでの自らの人生の形成ならびに民主的な社会における参加を可能とする教育を提供する（協定2.2）。
- (3) ギムナジウム上級段階の授業では、さらに、知識の領域間の連関、情報と素材の体系的な獲得、構造化および利用のための作業方法の開発の前提条件としての専門的な基礎知識の習熟とともに、自立性および自己責任ならびにチーム能力およびコミュニケーション能力を促進する学習戦略が取り扱われる（協定2.2）。
- (4) ギムナジウム上級段階の授業は、大学、職

業分野、ならびに大学における学習と職業・労働界の構造および要求に関する適切な情報の提供を含む（協定2.3）。

2 ギムナジウム上級段階の構造と履修形態

上級段階の構造と履修形態については、次のように規定されている。

- (1) ギムナジウム上級段階は、1年間の導入^(注18)段階（Einführungsphase）と2年間の資格段階^(注19)（Qualifikationsphase）に区分される（協定5.1）。導入段階は、資格段階への移行にあたりその橋渡しをする機能をもつ（協定5.2）。資格段階の授業は「^(注21)一般的大学入学資格」の取得準備をする（協定5.3）。
- (2) ギムナジウム上級段階の授業は、必修領域と選択領域に分けられる。授業の組織および個人的な重点形成の可能性をとまなう必修および選択領域の形成については、州がこれを行う（協定3.1）。
- (3) 必修教科および選択教科は、次に掲げる課題領域を包括する（協定4.1）。
 - － 言語／文学／芸術課題領域
（das sprachlich-literarisch-künstlerische Aufgabenfeld）
 - － 社会科学課題領域
（das gesellschaftswissenschaftliche Aufgabenfeld）
 - － 数学／自然科学／技術課題領域
（das mathematisch-naturwissenschaftlich-technische Aufgabenfeld）
 - － 宗教科または宗教の代替教科
 - － 体育宗教または宗教の代替教科の授業に関しては、各州の規定による。^(注22)
- (4) 各課題領域には、それぞれ次の教科が属する（協定4.2）。

言語／文学／芸術課題領域では、ドイツ語、外国語、美術、音楽、場合によっては芸術系

の教科。

社会科学課題領域では、歴史、政治、社会、地理、経済、法律に対応する教科。各州の規定にもとづき、哲学、倫理または宗教の問題設定に対応する教科。授業は、州固有の教科タイプにより行われる。

数学／自然科学／技術課題領域では、数学、自然科学の教科(生物、化学、物理)、情報、技術の各教科。場合によっては、州固有のタイプにもとづくその他の教科。

(5) 資格段階で生徒は、最小限、次の教科を履修しなければならない(協定7.1)。

— 言語／文学／芸術課題領域では、ドイツ語、選択された継続する外国語を各4学期間。文学または芸術の教科を各2学期間。

— 社会科学課題領域では、歴史または別の社会科学の1教科(そのなかで歴史が一定の割合をもって教授されるもの)が4学期間。歴史が一定の割合で教授されない社会科学の1教科が選択される場合、付加的に少なくとも2学期間、歴史を履修しなければならない。

— 数学／自然科学／技術課題領域では、数学および自然科学の教科で各4学期間。その際、自然科学の1教科を4学期間か、または自然科学の2教科を各2学期間履修することができる。

— 体育では、4学期間。

— 各州の規定により、宗教または宗教の代替教科。

(6) 生徒は、高い要求水準をもつ週5時間教授される教科を少なくとも2教科か、または高い要求水準をもつ週4時間教授される教科を少なくとも3教科履修しなければならない(協定7.2。協定8.3, 8.5, 9.3も参照)。そのなかには、ドイツ語、1つの外国語、数学または1つの自然科学の教科が含まれる。詳細は州が定める(協定7.2)。

(7) 外国語の履修は、次のように行われなければならない。

導入段階では、基本的に2つの外国語が履修されなければならない。2つの外国語は、継続する2つの外国語か、または継続する1つの外国語と新しく始まる1つの外国語であることができる(協定7.3)。

ギムナジウム上級段階に進学するまでに連続して第二外国語を履修していない生徒は、ギムナジウム上級段階で1年間、週12時間これを履修しなければならない(協定7.4)。

(8) 教科の履修に加えて、「特別の学習達成」を成績評価の対象とすることができる。

州は、生徒の選択により、少なくとも2学期の範囲でもたらされる特別の学習達成について、資格段階の枠内でこれを取り入れることが可能である旨規定できる。特別の学習達成には、たとえば、次のようなものが該当する。州により助成されたコンクール(注26)の1つで達成された包括的な貢献、年間活動(Jahresarbeit)またはゼミナール活動、学校のレファレンス教科(Referenzfach)(注27)に秩序づけられることができる領域における包括的で教科の枠を超えたプロジェクトまたは実習の成果。特別の学習達成の成果は、文書により立証されるものでなければならない。特別の学習達成の取り込みにあたっては、その基本的な構成部分が、別のかたちでまだ学校の成績に算入されていないことが前提条件となる。コロキウムにおいて生徒は、特別の学習達成の成果を表現し、説明し、質問に回答しなければならない。多数の生徒がかかわる作品の場合、個人の生徒の達成の評価が要求される。特別の達成は、3つの課題領域のひとつで置き換えられることができる。詳細は州が定める(協定7.6)。

3 アビトゥーア試験と総合成績

アビトゥーア試験は、ギムナジウム上級段階の終了時に行われる。アビトゥーア試験の成績と資格段階における平常の成績の総合点数により、一定のレベルに到達した者に「一般的大学入学資格」が付与される。文部大臣会議の決議では、次のように規定されている。

(1) アビトゥーア試験は、4または5試験教科を包括する。少なくとも3筆記試験教科と少なくとも1口述試験教科が義務化される(協定8.2)。口述試験教科は、筆記試験で試験されていない教科である(協定8.6)。

(2) アビトゥーア試験では、次の教科が受験されなければならない(協定8.3)。

- 高い要求水準をもつ教科を少なくとも2教科(協定3.2も参照)
- ドイツ語、外国語または数学の3教科のなかから2教科
- 必修領域の各課題領域から少なくとも1教科(協定4.2も参照)。その際、州の決定により、宗教が社会科学課題領域を代表することができる。

(3) アビトゥーア筆記試験の必修教科は、高い要求水準をもつ少なくとも2教科とする(協定3.2も参照)。そのなかには、ドイツ語、外国語、数学または自然科学の1教科が含まれる。筆記試験が行われる教科で、付加的に口述試験も組み入れられることができる(協定8.5)。

(4) 美術、音楽または芸術系の別の教科が筆記試験教科となる場合、筆記的部分も包括する特別の専門試験をもって筆記試験に代えることができる。

体育は、筆記試験教科または口述試験教科として許可されることができる。体育が筆記試験教科の場合、試験は筆記部分も包括する特別の教科試験から構成される。体育が口述試験教科の場合、試験は専門実技的部分および口述的部分から構成される(協定8.7)。

4 成績の評価と総合成績

ギムナジウム上級段階の成績評価と、最終的な総合成績に関しては、次のように規定されている。

(1) ギムナジウム上級段階の経過のなかでもたらされる達成は、伝統的な評点(Noten)〔「1」から「6」〕^(注29)により評定される。資格段階のなかで確定された成績の総合成績への置換えは、点数制度(0点から15点)を用いる(協定9.1)。

(2) 6評点段階の点数制度への置換えに関しては、次の手がかりが適用される(協定9.2)。

「1」: 15/14/13点、「2」: 12/11/10点、「3」: 9/8/7点、「4」: 6/5/4点、「5」: 3/2/1点、「6」: 0点。

(3) 資格段階の4学期の成績とアビトゥーア試験で示された成績から総合成績が算出される(協定9.3.1)。

(4) 資格段階の4学期の成績とアビトゥーア試験の成績は、2:1の関係に置かれる。その際、資格段階(ブロック I)では最高点600点、アビトゥーア試験(ブロック II)では最高点300点である。したがって総合点の最高点は900点であり、少なくとも300点に到達しなければならない(協定9.3.2)。

(5) ブロック I では、資格段階の4学期間の少なくとも次に掲げる教科の成績がもたらされなければならない(協定9.3.3)

- アビトゥーア試験教科
- 資格段階で必修とされている教科^(注30)
- 場合によっては、第二外国語
- 州の規定にもとづき宗教ないしはその代替教科
- 体育

(6) 特別の学習達成は、基礎的な要求水準をともなう1教科でのみ代表できる。それは次のように算入される(協定9.3.4)。

ブロック I では、30点まで

- ある課題領域へ組み入れるという前提の

- もとで、または
- 付加的に、ブロック I の結果の枠内でブロック II では、
 - 5試験教科の場合、1試験教科における試験成績の代わりとして
 - 4試験教科の場合、付加的に第5の試験要素として
- 詳細は州が定める。
- (7) ブロック I で少なくとも200点に到達しているか、または到達できる者が、アビトゥーア試験を受験することを許される。その際、各学期の成績のなかに5点を下回る点数が多くても全体の20%以上あってはならない。また0点と評定された成績があってはならない。詳細は州が定める(協定9.3.6)。
- (8) ブロック II では、少なくとも100点を獲得しなければならない。その際、試験教科は同等のウエイトをもつ。4つの試験教科の場合、少なくとも2教科で(そのなかには高い要求水準(協定3.2を参照)をもつ少なくとも1教科が含まれる)、それぞれ少なくとも5点を獲得しなければならない。5つの試験教科の場合、少なくとも2教科で(そのなかには高い要求水準をもつ少なくとも1教科が含まれる)、それぞれ少なくとも5点がもたらされなければならない(協定9.3.7)

5 一般的大学入学資格

一般的大学入学資格は、総合成績が、前掲4に挙げられている条件を満たしている場合に付与される。この資格は、大学におけるすべての分野の学習への入学を可能とする「学校修了資格」(schulische Abschlussqualifikation)である。この資格は、対応する職業教育への道も可能とする(協定1)。

一般的大学入学資格を付与されるまでの学習年数は、12年間または13年間である。その際、第5学年から一般的大学入学資格の取得まで最

低265週時間履修していることが証明されなければならない(協定1)。

III バーデン・ヴュルテンベルク州の事例

前章では、ギムナジウム上級段階における履修形態とアビトゥーア試験に関する文部大臣会議の決議の概要を紹介した。以下においては、バーデン・ヴュルテンベルク州文部省が生徒向けに発行している小冊子『ギムナジウム上級段階の手引き』等^(注32)にもとづき、バーデン・ヴュルテンベルク州におけるギムナジウム上級段階の履修形態とアビトゥーア試験について、より具体的にその内容を見ていくことに^(注33)する。

1 ギムナジウム上級段階の構造

ギムナジウムは、従来9年制が一般的であった。しかし、近年いずれの州も8年制へと移行^(注34)しつつある。バーデン・ヴュルテンベルク州^(注35)でも、8年制のギムナジウムが導入されている(図1を参照)。なお、ギムナジウム最後の3年間は上級段階と呼ばれている。

8年制のギムナジウムでは、第10学年から12学年が上級段階に相当するが、そのうち第10学年が導入段階、第11学年および第12学年が資格段階^(注36)である。資格段階は、半年ごとの学期(第1学期から第4学期)から構成される。導入段階からコース段階への移行に関しては、進級^(注37)(Versetzung)試験に合格することが必要である。

2 コースの選択と履修

ギムナジウム上級段階では、学級単位で行われる授業に代わって、全教科、各学期(1学期は半年間)単位のコース制^(注38)が採用されている。1教科を1学期間学習すると1コース履修したことになる。

(1) 必修領域、選択領域、課題領域

各教科は、必修領域の教科と選択領域の教科に区分される(NGVO第8条第1項)。また各教

表 1：課題領域と必修領域・選択領域

課題領域	必修領域	選択領域
I 言語／文学／芸術課題領域	ドイツ語 遅くとも第9学年(8年制ギムナジウムでは第8学年)から開始される外国語：英語、フランス語、ラテン語、ギリシャ語、ロシア語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語 音楽、美術	遅くとも導入段階で課外活動として開始される外国語：フランス語、ラテン語、ギリシャ語、ロシア語、ヘブライ語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、日本語、トルコ語 文学
II 社会科学課題領域	歴史、地理、社会科、経済、宗教／倫理	哲学、心理学
III 数学／自然科学／技術課題領域	数学 生物、化学、物理	天文学 図学 コンピュータ代数システムの問題解明 地学 情報学
いずれの課題領域にも属さない教科	体育	

(訳注) 第一外国語は第5学年から開始されるが、それ以外の外国語は遅れて開始される(遅くとも第8学年から開始される(8年制ギムナジウム))。

(出典) *Leitfaden* S.5.

科は、3つの課題領域(言語／文学／芸術課題領域、社会科学課題領域、数学／自然科学／技術課題領域)に振り分けられる(NGVO第8条第2項^(注39))。バーデン・ヴュルテンベルク州の各教科の必修、選択の別と、各教科がどの課題領域に属するのかを一覧にしたのが表1である。

(2) 履修コース数と週あたりの学習時間数

資格段階で提供されるコースは、週あたり2時間^(注40)ないし4時間履修される。外国語のコースの場合、通常4時間^(注41)である。ゼミナールコース(Seminarkurs)では、通常、週3時間学習される。

授業教科は、中核教科(Kernfach)(NGVO第2条第2項)とそれ以外の教科に区分される。

中核教科は、「特別の程度において大学での一般的な学習準備に資する」教科である(NGVO第2条第4項)。資格段階の4学期間で、表2に掲げる5つの中核教科が、週に各4時間ずつ、合計して20コース履修されなければならない(NGVO第2条第2項および第3項)。

表 2：中核教科

ドイツ語
数学
外国語
もうひとつの外国語 または自然科学の教科 (生物、化学、物理のなかから1教科)
必修領域からもうひとつの教科または経済

(出典) *Leitfaden*, S.6.

中核教科(5教科、20コース)に加えて、生徒は、中核教科以外の教科で、少なくとも20コースを履修しなければならない。そのなかには、中核教科として履修されない限りで、表3に掲げる教科が含まなければならない(NGVO第12条第1項)。これらの教科は、週あたり各2時間、4学期間を通じて履修されなければならない。

表3：中核教科以外で4学期間履修しなければならない教科

美術または音楽
歴史
地理および社会科(各2学期ずつ)
宗教または倫理
自然科学の2教科 (生物、化学、物理のなかから選択)
体育(健康上の理由から免除されない限りで)

(出典) *ibid.*

地理および社会科については、第1学期と4学期は社会科、第2学期と3学期は地理というように、各2学期間ずつ、合わせて4学期間履修する(NGVO第12条第2項)(表4を参照)。

表4：地理と社会科の履修形態

第1学期	第2学期	第3学期	第4学期
社会科	地理	地理	社会科

(出典) *ibid.*

なお中核教科として経済を履修する場合、社会科は第1学期のみで、地理は第3学期のみでそれぞれ履修する(NGVO第12条第2項)。

以上のように、中核教科で20コース、中核教科以外の教科で少なくとも20コースを履修しなければならない。これに加えて、各学期平均して週2時間、さらに別のコースを履修するか、または課外活動(注42)(Arbeitsgemeinschaft)に参加することができる(NGVO第10条)。これらをすべて合計して、各学期、平均週32時間の学習が行われなければならない。(注43)

以上を具体的な例で示すと次ページの表5のようになる。

3 成績

(1) 点数付与

資格段階およびアビトゥーア試験では、従来

の評点(「1」から「6」)によって成績がつけられるとともに、評点に対応する得点(0点から15点)により評定される(NGVO第5条第1項)。(注44)

なお、5点に達しないコースは、「未達成」(unterbelegt)と見なされる(5点以上が合格点である)。「不可」(0点)と評価されたコースは、履修されなかったものと見なされる(NGVO第5条第5項)。したがって履修義務が満たされないので、アビトゥーア試験を受験することはできない。

(2) 通常の試験

4時間のコースでは、生徒は第1学期から第3学期で少なくとも各学期2回、第4学期で少なくとも1回、試験(Klausur)を受けなければならない(NGVO第6条第1項)。

体育の4時間のコースでは、第1学期と第2学期で合計して少なくとも3回の試験(学期ごとに少なくとも1回の試験)が行われなければならない。第3学期と第4学期では、各学期とも少なくとも1回試験が行われなければならない(NGVO第6条第1項)。

2時間のコースでは(体育を除く)、各学期少なくとも1回の試験が各教科ごとに行われなければならない(NGVO第6条第2項)。

以上をまとめると表7のようになる。

表7：通常の試験の数

教科	学期	学期試験の数
4時間の教科 (体育を除く)	1～3学期	各2回
	4学期	1回
体育(4時間)	1学期, 2学期	少なくとも各1回。 合計で3回
	3学期, 4学期	各1回
2時間の教科 (体育を除く)	1～4学期	各1回

(出典) Bildungszentrum-markdorf, *NGVO ab Abitur 2010* (http://gy.bildungszentrum-markdorf.de/oberstufe/ngo/lang_2010.ppt) にもとづき筆者作成

表 5 : 必要なコース数と週あたりの学習時間

	例 1	例 2
①中核教科 (訳注 1)	ドイツ語 数学 英語 生物 音楽	ドイツ語 数学 ラテン語 フランス語 体育
②その他の教科 (訳注 2)	歴史 地理および社会科 倫理 物理 体育	美術 歴史 地理および社会科 宗教 化学 物理
コース数 (①+②) (訳注 3)	20+20	20+24
週あたりの学習時間数 (訳注 4)	30	32
コースの追加または課 外活動選択の必要性 (訳注 5)	必要	不要

(訳注 1) 中核教科として選択した教科は、週4時間履修する。

(訳注 2) 中核教科以外の教科は、週2時間履修する。

(訳注 3) 中核教科もその他の教科もいずれも4学期間履修する。したがって例1では40コース、例2では44コース履修することになる。

(訳注 4) 例1では、中核教科で週20時間、その他の教科で週10時間。例2では、中核教科で週20時間、その他の教科で週12時間。

(訳注 5) 例1では、週あたりの学習時間数が32時間に達していないので、週2時間(4学期で8時間)分、①、②で選択した以外の教科を履修するか、または課外活動に参加しなければならない。

(出典) *Die gymnasiale Oberstufe am allgemein bildenden Gymnasium in Baden-Württemberg Abiturprüfung ab 2010*
(<http://www.scheffel.org.bw.schule.de/schueler/oberstufe/Oberstufeninfo2010/Elterninformation%20Abitur2010.pps>)
などにもとづき筆者作成。

表 6 : 点数付与

評点	非常によい			よい			満足できる			何とか間に合う			欠陥の多い			不可		
点数	+	1	-	+	2	-	+	1	-	+	1	-	+	1	-	+	1	-
	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0		
													未 達 成					

(出典) *Leitfaden* S.7.

(3) 同等に扱われる達成の確認

通常の試験に加えて、生徒の達成に関する試験と同等に扱われる確認 (GFS) が行われる。その確認は、次の仕方により行われる (NGVO 第6条第3項)。

- ・論文作成 (schriftliche Hausarbeiten)
- ・プロジェクト (Projekte)。プロジェクトには、自然科学の領域における実験作業も含まれる。
- ・報告 (Referate)
- ・口頭試問またはその他のプレゼンテーション。

そのほか、課外活動で行われる合唱やオーケストラ、スポーツ大会などでの卓越した成績も、コースにおける成績の評価にあたり生徒の申請により考慮されることができる。

コース段階の過程で、生徒は自ら選択する3つの教科で、3つのこうした達成の確認を受けることを義務づけられている (NGVO 第6条第3項^(注45))。どの教科をもってGFSとするかについては、教科教員と生徒との話し合いの上で決定される。決定は、学校の慣例を考慮のうえ行われる^(注46)。

(4) 成績証明書

各学期ごとに個々のコースで達成した成績に関する証明書 (Zeugnis) が発行される。最初の2学期 (第1学期と第2学期) の証明書には、生徒の行動および共同作業に関する評価も含まれる (NGVO 第7条)。

4 アビトゥーア試験

アビトゥーア試験は、第4学期に行われる^(注47)。アビトゥーア試験は、筆記試験部分と口述試験部分に分かれる (NGVO 第16条)。試験の対象となるのは5教科である。そのうち、筆記試験で4教科、口述試験で1教科となっている (表8を参照)。

表8：アビトゥーア試験教科一覧

筆記試験 (中核教科のなかから4教科) (訳注1)	①ドイツ語 ②数学 ③外国語 ④選択により中核教科のなかからもう1教科
口述試験 (1教科)	選択により1教科 (訳注2)

(訳注1) 5つの中核教科のなかから4教科を選択するが、そのなかにはドイツ語、数学および1つの外国語がそのなかに含まれていなければならない (NGVO 第19条第1項)。

(訳注2) 口述試験教科の選択の仕方は、後掲表9を参照。

(出典) NGVO にもとづき筆者作成。

(1) 筆記試験

アビトゥーア筆記試験は、5つの中核教科のうち4教科で行われる。試験教科は、ドイツ語、数学、1つの外国語、生徒が選択するその他の教科である (表8を参照)

筆記試験の問題は、バーデン・ヴュルテンベルク文部・青少年・スポーツ省により全州統一的に出題される。

音楽、美術、体育の筆記試験は、筆記の試験部分と専門実技の試験部分から構成される。両者は、同等のウエイトで評価される (NGVO 第22条第1項)。現代外国語の筆記試験は、筆記による試験部分が3分の2、コミュニケーション試験の部分が3分の1の割合で評価が行われる (NGVO 第22条第1項)。

なお、筆記試験の枠内で、試験委員長の要請により、または生徒の希望により、付加的に口述試験を行うこともできる (NGVO 第24条第1項)。その場合、期日は遅くとも筆記試験の結果が通知された日に示される。その出題は、教科教員により行われる^(注48)。筆記試験の枠内で口述試験が行われる場合、その点数は、筆記部分3分

の2、口述部分3分1の割合で評価される(NGVO第15条第2項^(注49))。

アビトゥーア筆記試験は、一定の条件をクリアしている者にのみその受験が許可される(NGVO第20条^(注50))。

(2) 口述試験

口述試験は、プレゼンテーション試験(Präsentationsprüfung)とも呼ばれ、生徒のプレゼンテーション能力が問われる。生徒は、教科教員の了解のもとで、バーデン・ヴュルテンベルク州の「教育・学習プラン」の枠内で口述試験のテーマを4つ選択し、書面により試験の10日前までに提出する。教科委員長は、これら4つのなかからひとつを試験テーマに決定する。この決定は、生徒に対し、口述試験の約1週間前^(注51)に伝えられる(NGVO第24条第3項)。

試験問題は、1週間前に生徒に通知されたテーマを内容とするもので、当日、書面で提示される。生徒は、監督の下で約20分間準備する。そのあと口述試験が、約20分間行われる。そのうち10分間は、試験問題について生徒が行うプレゼンテーション、次の10分間は、試験官とのコロキウム^(注52)である。

音楽または美術の口述試験では、口述だけでなく、専門実技についても、口述試験の枠内でこれを行うことができると規定されている(NGVO第24条第6項)。体育の口述試験では、口述試験の枠内で、口述試験(約20分間)と専門実技試験の両方が行われなければならないとしている。その比重は、口述の部分が3分の1、専門実技の部分が3分の2とされている(NGVO第24条第6項)。

また口述試験は、一定の条件のもとで、特別の学習達成により置き換えることができる(NGVO第15条第2項第4文^(注53))。

口述試験の受験許可の決定は、第4学期の成績証明書交付の日^(注54)に受験者に通知される。受験許可を得るためには、①コースの履修義務を満

たしていること、②第Iブロックの成績が少なくとも200点(満点600点)に到達していること、^(注55)となつている(NGVO第23条第2項)。^(注56)

(3) 試験教科の選択

アビトゥーア試験教科の選択にあたっては、3つの課題領域(前掲表1を参照)のすべてがカバーされなければならない(NGVO第19条第2項1号)。

前掲表8に示したように、生徒は、5つの中核教科のなかから4つの筆記試験教科を選択する。第1試験教科はドイツ語、第2試験教科は数学、第3試験教科は外国語となっている。第4試験教科は、第3試験教科と異なる外国語、自然科学の教科、社会科学の教科(宗教を含む)、体育のなかから選択する。第4試験教科として歴史、地理など社会科学課題領域の教科を選択した場合は、3つの課題領域のすべてを満たしたことになるので、第5試験教科(口述試験の教科)は、いずれの課題領域の教科も選択できる。しかし、第4試験教科として社会科学課題領域の教科を選択しなかった場合は、第5試験教科として社会科学課題領域^(注57)の教科(もしくは、社会科学を重点にもつ特別の学習達成)を選択しなければならない。

口述試験では、以上の条件がクリアされれば、選択領域の教科である情報または「遅れて学習される外国語」^(注58)を選択することも可能である。

以上を一覧表にしたのが表9である。

5 総合成績

一般的大学入学資格の承認の基準となる総合成績は、コースの達成(ブロックI)とアビトゥーア試験の成績(ブロックII)から算出される(図2を参照)。

(1) ブロックI

ブロックIでは、少なくとも40コースが算入されなければならない(図3を参照)。

そのなかには、次のコースが含まれなければ

表 9：アビトゥーア試験の教科

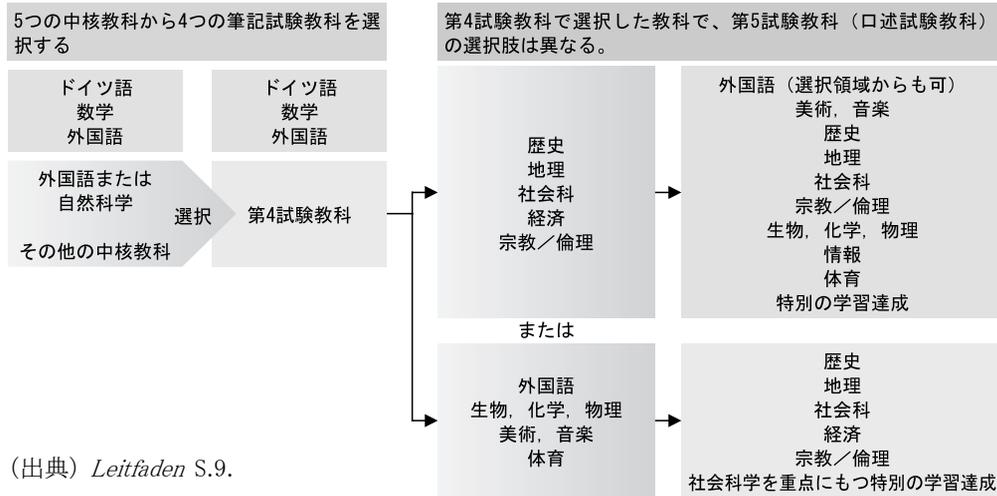
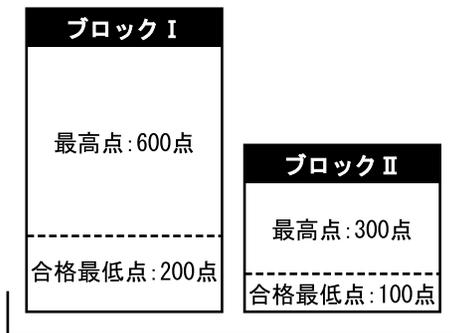


図 2：総合成績の最高点と合格最低点



総合成績: 合格最低点300点, 最高点: 900点

（出典） Leitfaden S.11.

図 3：アビトゥーア試験の総合成績

ブロック I コースの成績					ブロック II アビトゥーア試験の成績	
	第 1 学期	第 2 学期	第 3 学期	第 4 学期		
ドイツ語	15	15	15	15	4x15	ドイツ語
数学	15	15	15	15	4x15	数学
外国語	15	15	15	15	4x15	外国語
別の中核教科	15	15	15	15	4x15	第 4 筆記試験
別の中核教科	15	15	15	15	4x15	口述試験教科
少なくとも 20 コース	15	15	15	15		
	15	15	15	15		
	15	15	15	15		
	15	15	15	15		
	15	15	15	15		
場合によってはコースの追加						
総合成績(合格最低点: 300点, 満点: 900点)						

（出典）

Leitfaden S.10.

ならない。

1. 中核教科の20コース
2. 中核教科として取り入れられない限りで次の教科のコース
 - ・ 美術または音楽のいずれかで2コース
 - ・ 歴史で4コース
 - ・ 地理および社会科でそれぞれ2コース
 - ・ 物理、化学または生物から2教科を各4コース
3. すでに考慮されていない限りで、口述試験の教科で4コース

以上のコースのほか、総合成績のなかに算入するコースを、第4学期の証明書の交付の遅くとも1日後までに決定しなければならない。

特別の学習達成もブロックⅠの成績のなかに算入することができる。その点数は、2倍して算入されることができる(2コース分と見なされるので、最高で30点が算入される)(NGVO第15条第1項第3号)。

生徒が、40コース以上を算入しようとする場合、算入されたコースで獲得した点数の合計が分割されその結果が40倍されることにより、ブロックⅠで到達された点数が算出される(NGVO第15条第1項第3号)。

表10は、ブロックⅠと次に述べるブロックⅡの成績の記載例である(たとえば、表10のサンプルでは、41コース選択して合計点数は378点となっている。これを40コース分に換算すると四捨五入して369点になる。この369点がブロックⅠの点数となる)。

(2) ブロックⅡ

ブロックⅡでは、アビトゥーア試験の達成が測定される。ブロックⅡは、4つの筆記試験教科と1つの口述試験教科(プレゼンテーション試験)から成る。

前述のように、音楽、美術、体育で行われる筆記試験または口述試験は、場合によっては専門実技試験により補完される。

アビトゥーア試験の点数は、次のようにして算出される。

- ・ ある教科で、筆記のみで、または口述のみで試験が行われる場合、試験で獲得された点数は4倍して評価される^(注60)。
- ・ ある教科で筆記試験と口述試験の両方が行われる場合、筆記試験で獲得した点数は2%倍、口述試験で獲得した点数は1%倍する^(注61)。

特別の学習達成は、選択によりブロックⅠへの算入の代わりに、口述試験教科の代替とすることができる。その場合、ブロックⅡでは、4倍される。その際、筆記試験教科と特別の学習達成とで、3つの課題領域のすべてを満たしていなければならない。

(3) 平均点と総合評点

2つのブロックの合計点数(900点満点)から平均点である総合評点(最高点「1.0」)が算出される(後掲のNGVO訳文の付表2を参照)。

たとえば、表10でみると、ブロックⅠとⅡの合計点は553点である。これをNGVO付表2にもとづき総合評点に換算すると「2.5」となる。

(4) 試験結果の算出表

体育の筆記および口述の試験、ならびに専門実技試験を含む口述試験においては、平均点はNGVO付表1により算出される。

たとえば、表10でみると、数学は筆記試験の枠内で口述試験も行われており、その結果は筆記部分5点(満点15点)、口述部分8点(満点15点)であった。これをNGVO付表1にもとづき平均点を算出すると24点(満点60点)となる。

6 特別の学習達成

ギムナジウム上級段階における学習達成にふさわしいゼミナールコースの受講、連邦または州が実施するコンクールへの参加、生徒の大学における学習などが、特別な学習達成として総合成績のなかに取り入れられることが可能と

- (2) 41コースの合計は378点であるが、これを40コース分に換算すると369点(小数点以下を四捨五入した数値)となる($378 \times 40 \div 41 \approx 368.78$)
- (3) この表では筆記試験の4教科のうち数学では、筆記試験の枠内で口述による試験も行われているので、筆記部分5点×2%と口述部分8点×1%の和である24点が、総合成績における数学の筆記試験の点数となっている(その他は、いずれも筆記のみ、口述のみで行われているので、それぞれの点数を4倍したものが総合成績の点数である)。
- (4) この表の場合では、ブロックⅠの成績が369点(40コース分に換算した点数)、ブロックⅡの成績が184点(各教科の点数をそれぞれ4倍した点数。ドイツ語40点、数学24点、英語36点、歴史44点、地理40点)であるので、合計553点となる。
- (5) 553点は後掲の別表2にもとづき換算すると「2.5」(平均点数)となる。

(出典) *Leitfaden* S.46.

^(注64) なっている。特別の学習達成は、1つのみ考慮されることができる。

学校は、生徒の特別の学習達成を3つの課題領域のいずれかに割り当てる。

特別の学習達成は、総合成績のなかで、ブロックⅠ(コースブロック)またはブロックⅡ(試験ブロック)のいずれかに算入されることができる。^(注65)

ブロックⅠに算入される場合は、2コース分として取り扱われる。したがって、満点は30点(15点×2)である。

ブロックⅡに算入される場合は、口述試験の代替となる。したがって、満点は60点(15点×4)である。ブロックⅡに算入されるためには、第4試験教科が社会科学課題領域に属する教科であるか、または特別の学習達成が社会科学課題領域に属する内容のものでなければならない。^(注66)

このうち、ゼミナールコースの受講、コンクールへの参加は、次のように実施されている。

(1) ^(注67)ゼミナールコース

ゼミナールコースは、週3時間の授業が、2学期間(第1学期と第2学期)行われる。ゼミナールコースのテーマ、内容的な構成に関しては、ギムナジウム上級段階およびアビトゥーア試験に関して必要な水準の枠内で、学校が、決定する。生徒も、テーマの発見にあたり関与できる。

ゼミナールコースでは教科の枠を超えたまた

は教科結合的なテーマが設定される。通常2名の教員が指導にあたる。なお、取り上げられるテーマは、課題領域のひとつに組み入れられるものでなければならない。

評価は、次の部分点を合計したものである(NGVO第5条第4項)。^(注68)

- ・ 2学期間の成績(50%)
- ・ ドキュメンテーション文書の作成(25%)^(注69)
- ・ コロキウム(25%)の成績^(注70)

(2) コンクール

コンクールは、第11学年(8年制の場合)においてのみ可能である。コンクールは、上級段階およびアビトゥーアの要求プロフィール(Anforderungsprofil)に対応するものであることが必要である。特別の学習達成と認定するかどうかは学校が決定する。点数のつけ方は、ゼミナールコースの場合と同様である。ゼミナールコースの2学期分の成績(50%)に相当するものが、コンクール参加を点数化したものである。アビトゥーア試験の口述試験に算入する場合は、以下のようにして点数を算出する。

- ・ コンクール参加の点数(1学期15点で2学期分)は2倍する($15 \times 2 = 30$ 点)
- ・ ドキュメンテーション文書の作成は1倍のまま($15 \times 1 = 15$ 点)
- ・ コロキウムは1倍のまま($15 \times 1 = 15$ 点)

以上の評価は、学校の教科教員により行われ

る。

7 試験教科としての宗教科または倫理

宗教科をアビトゥーア試験教科として選択できるのは、資格段階(コース段階)に入る前の学年(8年制ギムナジウムの場合:第10学年)で宗教の授業を受けていた場合に限られる。ただし、資格段階の第1学期の開始時に教科教員により試験が実施され、この試験で相応の知識を有していることが証明されれば受講を認められる場合がある。同じことが倫理に適用される。

生徒は基本的には、自分が所属する宗教団体の宗教の授業を受けるが、いかなる宗教団体にも属していないか、または学校で自らが所属する宗教団体の宗教の授業が提供されない場合、当該宗教団体の同意を得て、学校で提供される宗教のコースを受講することができる。さらに生徒は、困難な事情がある場合、当該宗教団体の同意を得て、別の宗派の宗教の授業を受講することができる。この規則は中核教科としての選択にもあてはまる(NGVO第11条)。

自らが属さない宗教の授業を4コース受講した者は、同じ宗教団体の宗教の授業を4コース受講した場合にのみ、宗教の授業を試験教科として選択することができる(NGVO第11条第3項)。

8 合格最低成績

ブロック I では600点、アビトゥーア試験では300点が、最高点である(前掲図2および図3を参照)。合格最低成績は、最高点の3分の1となっているのでブロック I では200点、ブロック II では100点が合格最低点である。

ただし、一般的大学入学資格が承認されるためには、ブロック I とブロック II で表11に記した要件が満たされていなければならない。なお、ブロック間での点数の調整は認められない。

表11：一般的大学入学資格承認のための要件

ブロック I
<ul style="list-style-type: none"> 算入されるコースの成績で5点未満のものが、20%以下であること。 履修義務のあるコースのなかに、0点と評価されるもの、すなわち履修されなかったものとみなされるコースがないこと。 少なくとも200点に到達していなければならないこと。
ブロック II
<ul style="list-style-type: none"> 5つの試験教科の合計点が少なくとも100点に到達していなければならないこと。 5つの試験教科のうちの3つの教科で、それぞれ少なくとも20点(4倍された点数)に到達していなければならないこと。

(出典) *Leitfaden* にもとづき筆者作成。

9 留年および退学

留年と退学に関しては、次のように規定されている(NGVO第29条)。

- 第2学期の終了時においてすでに、筆記試験の受験許可が可能でないと決定される場合で、先行する学年をすでに留年していないときは、一度に限り第1学年段階を繰り返すことができる。さらに校長は、特別困難な状況にある場合、先行する学年をすでに留年していないときは、資格段階の第1学年段階または第2学期、第3学期を繰り返すことを許可することができる。
- 一般的大学入学資格を承認されなかった生徒は、それが一度目である場合には、一度に限り、学年または学期を繰り返すことができる。
- 学期終了までに、総合成績の第1および第2ブロックで必要な成績を達成することができない見込みである第4学期の生徒は、申請により校長の同意を得て一度に限り留年することができる。この場合、一般

表 12 : ギムナジウム上級段階のタイムスケジュール

<p>2007/08年(導入段階)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校は説明会を開催する。 ・ 導入段階の授業が終了する早くても4週間前に、コースの選択が行われる。 <p>2008/09年 資格段階1年目開始</p> <p>2009/10年 資格段階2年目開始(2009年9月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格段階の授業開始後、遅くとも2週間後に4つの筆記試験教科を決定する。 <p>2010年2月1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アビトゥーア口述試験教科の決定 ・ アビトゥーア筆記試験の受験許可の決定 <p>2010年2月/3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 美術、音楽の専門実技試験 <p>2010年4月15-23日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アビトゥーア筆記試験 <p>2010年5月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育の専門実技試験 ・ 口述試験の遅くとも10日前までに、口述試験の4テーマを申請 <p>2010年6月14-21日</p> <p>第4学期の成績証明書交付の日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アビトゥーア筆記試験の結果の通知 ・ アビトゥーア口述試験の受験許可の決定 ・ アビトゥーア口述試験のテーマの通知(生徒の申請した4つのテーマのうちから試験委員長がどのテーマを選んだかが知らされる) ・ アビトゥーア筆記試験教科のなかで、口述試験が付加されるかどうかの通知(試験委員長が、付加的な口述試験を設定したかどうか、もし設定した場合にはどのような付加的な口述試験を設定したか知らされる) <p>アビトゥーア筆記試験の結果が通知された遅くとも1日後、生徒は次の決定をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合成績のブロック I に算入されるコース ・ 「特別の学習達成」を口述試験教科の代替とするかどうか。 ・ 筆記試験教科で、任意の口述試験を希望するかどうか。 <p>2010年6月21-30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アビトゥーア口述試験 <p>2010年6月30日</p> <p>遅くともこの日までに「一般的大学入学資格」の交付</p>

(訳注) この表は、2010年にアビトゥーア試験を受験する生徒を想定して作成されたタイムスケジュールである。

(出典) *Leitfäden* S.14. ; Martin-Gerbert-Gymnasium, *Die gymnasiale Oberstufe am allgemein bildenden Gymnasium in Baden-Württemberg – Abitur 2010* (http://www.mgg-horb.de/fileadmin/media/bilder/01-Wir_ueber_uns/11-Abi-2010/MGG_angepasst_Abitur_2010_mit_MGG-Logo.ppt.) ; Max-Born-Gymnasium, Fahrplan für die Kursstufe Max-Born-Gymnasium (http://www.max-born-gymnasium.de/unsermbg/kursstufe/allgemein/fahrplan_kursstufe.pdf) などをもとに筆者作成。

的大学入学資格は承認されなかったものとみなされる。

- ・ 個々のコースのみの再履修は、認められない。
- ・ 一般的大学入学資格が承認されなかった場合、上級段階の留年も、アビトゥーア試験の再受験も許可されない。

10 ギムナジウム上級段階のタイムスケジュール

表12は、導入段階への移行からアビトゥーア試験の終了までのタイムスケジュールをまとめたものである(カッコ内は、2010年にアビトゥーア試験を受験する生徒の場合に該当する年・月である)。

まず導入段階の間に、コース段階とそこでの選択可能性について、学校による説明会等が開催され、生徒は関連する情報を入手する(2007/08年度)。導入段階の授業が終了する早くとも4週間前にコースの選択が行われる(2008年2月から3月頃予備選択、同年6月から7月にかけて最終選択)。これにより、生徒は資格段階で履修するコースを決定する。^(注71)

アビトゥーア試験の教科に関しては、資格段階の授業開始後、遅くとも2週間後に筆記試験教科を決定する(2009年9月)。口述試験の教科は、第3学期の成績証明書交付の遅くとも1日後に決定する(2010年2月)。

美術、音楽の専門実技試験は、筆記試験に先立って行われる(2010年2月から3月)。筆記試験は、第4学期の復活祭の頃実施される(表12では、2010年4月15-23日となっている)。体育の専門実技試験は、筆記試験のあと行われる(2010年5月)。

口述試験に関しては、まず試験の遅くとも10日前までに、生徒は試験の4テーマを申請する(2010年5月)。

第4学期の成績証明書交付の日に、生徒は、

①筆記試験の結果の通知、②口述試験の受験許可決定の通知、③口述試験のテーマの通知、を受ける(表12では、2010年6月14-21日)。

第4学期の終わりに口述試験が実施される(表12では、2010年6月21-30日)。その結果を受けて、「一般的大学入学資格」が交付される(遅くとも2010年6月30日までに交付)。

11 ギムナジウム非通学者のためのアビトゥーア試験

以上、通常のギムナジウムに通学した者に付与される大学入学資格について見てきた。NGVOでは、通常のギムナジウムに通学していない者(ギムナジウム非通学者)にも、「ギムナジウム非通学者のためのアビトゥーア試験」に合格することにより「一般的大学入学資格」を付与することができる、としている(NGVO第32条^(注72))。

その概要は、次のとおりである。

(1) 受験できる者

ギムナジウム非通学者のためのアビトゥーア試験を受験できるのは、次の者である(NGVO第36条第1項)。

1. 申請の翌年の7月31日までに満19歳に達している者
2. 一般的大学入学資格の承認がすでに2回拒否されていない者
3. すでに他の場所で一般的大学入学資格を取得していない者
4. 試験前年に公立または州により承認された私立ギムナジウム^(注73)の生徒でなかった者

この試験は、バーデン・ヴュルテンベルク州に恒常的に住所を有する者または州により認可された私立ギムナジウム^(注74)もしくはバーデン・ヴュルテンベルク州にあるその他の教育機関で非通学者のためのアビトゥーア試験の準備を行った志願者のみ受験が認められる(NGVO第36条第2項)。

申請は、試験前年の10月1日までに志願者の住所を所管する上級学校監督官庁に対し行われなければならない(NGVO第35条第1項)。

(2) 試験教科、試験の形態

試験は、第1部と第2部の2部から構成される。第1部は、4教科の筆記試験と口述試験である。

4教科は、ドイツ語、数学、歴史及び外国語である。外国語は、英語、フランス語、ラテン語、ギリシャ語、ロシア語、スペイン語のなかから1教科を選択する(NGVO第34条第1項)。

筆記試験の問題は、バーデン・ヴュルテンベルク州統一問題である(試験時間は、各教科240分から300分)。筆記試験のなかの口述試験は、問題がまず受験生に書面で提示され、受験者は監督下で20分準備する。そのあと20分間口述試験が行われる。

第2部は、口述試験のみが4教科で行われる。そのなかには、第1部で受験した以外の外国語と物理、化学、生物のなかからいずれか1教科が含まれていなければならない(NGVO第34条第1項、第3項)。

口述試験のうち1教科は、「プレゼンテーション試験」として行われる。受験者は、試験の遅くとも2週間前に教育・教授プランの枠内で教科教員の同意の下で4つのテーマを提示される。教科委員長がこのうちの1つを選択し、約1週間前に受験者に通知する。試験時間は、20分間である。口述試験の残りの3教科は、第一部の口述試験と同様の形態で行われる。

(3) 合格の要件

非通学者のためのアビトゥーア試験に合格するためには、次の要件を満たしていなければならない。

第1部では、0点と評価された教科がないこと。筆記試験と口述試験の成績をそれぞれ5.5倍した合計が220点に達していること(満点660点)。少なくとも2教科は、1倍の点数で5点を

獲得していること(NGVO第39条第4項)。

第2部では、0点と評価された教科がなく、かつ、少なくとも2教科で1倍の点数が各5点の評価を与えられ、全4教科の合計が80点(満点240点)に達している場合に合格とする。合計点の算出にあたっては、各教科の点数は、それぞれ4倍される(NGVO第39条第4項)。

第1部と第2部ともに合格点に達した者には、一般的大学入学資格が付与される(NGVO第39条第3項)。

おわりに

以上、ドイツの大学入学制度を概観した。わが国と比較して根本的に異なっているのは、ドイツでは資格試験の制度が採用されているという点である。わが国の場合、大学入試に合格した年に入学しないと、入学する権利は消滅してしまうが、ドイツでは、大学入学資格を取得している者は、基本的にはいつでも好きなときに大学に入学できる。

また、「入学制限」^(注75)が行われている学部・学科でも、大学入学資格を取得している者は、一定期間「待機」することにより入学することができる仕組みも取り入れられている。

こうしたドイツの大学入学制度に見られる特色を、箇条書にしてまとめると次のようになる。

(1) アビトゥーア試験の総点は900点(300点以上が合格点)であるが、そのうち600点分は在学時の成績である。300点分について、ギムナジウムの卒業時に5教科で試験が行われる。このように単に1回きりの試験のみによるのではなく、在学時の成績が十分加味された評価方法がとられている。

(2) 出題は、いわゆるマルチプルチョイス方式^(注76)によらず、いずれも長時間にわたって相当高度の思考力を必要とする論文試験の形式がとられている。

- (3) 卒業時行われる試験科目5教科のうち4教科は筆記試験であるが、残りの1教科は口述による試験となっており、人の前で自分の意見を説得力をもって発表する能力が試される^(注77)。
- (4) アビトゥーア試験は、わが国の大学入試センター試験のように全ドイツ同一問題で、同時に実施する共通試験ではない。各州ごとに行われる試験である^(注78)。
- (5) 出題者も、文部省(実質的には、ギムナジウムの教員)である。大学教授はアビトゥーア試験問題作成に関与していない。
- (6) このように、州によりアビトゥーア試験に出題される問題は異なる。しかも問題はどれも論文形式のものである。しかし、試験後に付与される大学入学資格は、全ドイツに共通である。
- (7) アビトゥーア試験で試されるのは、まわりと比較して点数が高いか、低いかなではない。すなわち、相対評価でなく、受験生が大学で学習する能力を有しているか否かの資質を検査する絶対評価である。したがって「落とす」ために行う試験ではない。
- (8) 入学者の選抜が行われる場合でも、たとえば「待機期間」という枠を設け、アビトゥーア試験に合格した者であれば一定期間「待機」することによって、最終的には希望する大学・学部に入学者の入学できる仕組みも取り入れられている。
- (9) いったん取得された大学入学資格は終身有効である。したがってアビトゥーア試験に合格したからといって、必ずしもただちに大学に進学する必要はない。「入学制限」分野でないかぎり、「登録する」(immatrikulieren)だけで、いつでも大学に入学者の入学できるからである。また大学入学資格取得者がすべて大学入学を希望しているわけではない^(注79)。

注

*インターネット情報は、2008年10月1日現在である。

- (1) 大学入学資格には、すべての大学タイプとすべての専門分野に入学することができる「一般的大学入学資格」(allgemeine Hochschulreife)、すべての大学タイプの特定の専門分野にのみ入学できる「専門分野大学入学資格」(fachgebundene Hochschulreife)、専門大学にのみ入学できる「専門大学入学資格」(Fachhochschulreife)に区分される。本稿で取り上げる大学入学資格は、「一般的大学入学資格」である。
- (2) たとえば18-20歳人口に占める大学入学資格取得者の割合は、戦後まもなくは5%以下であったが、1970年に11%、1980年に22%、1990年に32%、2000年に37%、05年には43% (一般的大学入学資格29%、専門大学入学資格14%)を数えるに至っている。Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Grund- und Strukturdaten 2007/2008*, S.27.
- (3) ZVSのホームページから次の資料を参照。
Studiengänge und Studienorte ,Das bundesweite Studienplatzangebot zum Wintersemester 2008/09 an Universitäten. (http://www.zvs.de/Service/Download/Studienplatzangebot_WS2008.pdf)
- (4) 「入学制限」が行われる場合、アビトゥーア試験の総合成績と待機期間を基準として入学者を決定するという制度に対し、もっとそれぞれの学科がもつ特性、志願者の適性などを考慮して、各大学がそれぞれ設定する基準にしたがって、自らの責任で入学者を決定できるシステムを導入すべきであるといった議論が大学学長会議(HRK)などを中心に行われてきた。これを受けて、2004年8月に公布された改正大学大綱法(第7次改正)により、最大60%まで大学が自らの判断基準によって入学者を決定できることになった。これにともないZVSによって行われるアビトゥーア試験の総合成績にもとづく配分の割合、待機期間による割合は、ともに20%となっている。ただし、各大学が設定している基準を見ると、アビトゥーア試験の総合成績が重視されることが多い。また面接を実施して入学者を選抜している大学も少

- なくない。拙稿「ドイツにおける接続問題」荒井克弘，橋本昭彦編著『高校と大学の接続：入試選抜から教育接続へ』玉川大学出版部，2005，pp.295-322。
- (5) ②の面については、前掲拙稿「ドイツにおける接続問題」を参照。以下の拙稿も参照。「医学部入学者選抜適性テスト—西ドイツの場合—」『レファレンス』No.451，1988.8，pp.102-143。
- (6) バーデン・ヴュルテンベルク州では、文部・青少年・スポーツ省 (Ministerium für Kultus, Jugend und Sport) が所管省庁である (以下、文部省と表記)。なお、高等教育に関しては、別に 学術・研究・芸術省 (Ministerium für Wissenschaft, Forschung und Kunst) が設置されている。
- (7) もっとも得点が高いのがバイエルン州で、次がバーデン・ヴュルテンベルク州となっている。長島啓記「ドイツにおける『PISAショック』と改革への取組」『比較教育学研究』29号，2003.6，pp.70-72。を参照。
- (8) ギムナジウム上級段階の学習とアビトゥーア試験に関して、文部大臣会議は、直近では次の協定を締結している。「中等段階Ⅱにおけるギムナジウム上級段階の形成に関する協定」(Vereinbarung zur Gestaltung der gymnasialen Oberstufe in der Sekundarstufe II) (2006年6月2日の形態における1972年7月7日の文部大臣会議決議)。
- (9) 「一般的大学入学資格」(注(1)を参照) 取得までの就学年数についていうと、ドイツ統一まで、旧西ドイツは13年間 (基礎学校4年、ギムナジウム9年)、旧東ドイツでは12年間であった。統一後、旧東ドイツ地域では、旧西ドイツに合わせる形で新しい教育制度が構築されたが、一部の州 (ザクセン州、テューリンゲン州) は13年に移行しないで従来の12年間のままとどまった。しかし、ヨーロッパ統合が進行するなかで、ヨーロッパの多くの国々が12年間であること、また労働市場の国際競争の面からも、ドイツも12年間とすべきであるとする考え方が強くなり、大半の州では12年間となっている。その結果、ギムナジウムは、9年制から8年制へと移行しつつある。
- (10) 第7学年 (基礎学校入学時からの通算) の学校種類ごとの在学者の割合は、基幹学校 (20.1%)、実科学校 (25.7%)、ギムナジウム (34.4%)、総合制学校 (8.3%) などとなっている (2006/07学年度)。Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Portal für Grund- und Strukturdaten 2007/2008*. 所収の表 2.2.13を参照。〈<http://gus.his.de/guswww/pdf/table.pdf?tabNr=2831&gusJahr=2008&format=pdf&db=mysql>〉
- (11) バーデン・ヴュルテンベルク州では、1991年から8年制ギムナジウムの試行が開始されていたが、2004/05学年度のギムナジウム入学者からすべて8年制に移行した。2004/05学年度以前の入学者が卒業するまでは、9年制ギムナジウムも並行して存続する。
- (12) ギムナジウムの種類は、大きく次の3つのタイプに区分される。①通常の形態のギムナジウム (基礎学校修了者が通学、8年制)、②上構形態のギムナジウム (基幹学校の第7学年の上に構築され、6年制)、③職業ギムナジウム (実科学校の第10学年の上に構築され、3年制)。
- (13) 教育大学は、1970年代以降、総合大学への統合化が推進され、現在では単科大学として残っているのは、バーデン・ヴュルテンベルク州のみである (6校)。
- (14) 「専門大学入学資格」については、注(1)を参照。ギムナジウム出身者で専門大学に入学する者も少ない。
- (15) 以下、注(8)に掲げた文部大臣会議の決議の内容を訳出して紹介する。なお、「協定」と略して引用する。
- (16) バーデン・ヴュルテンベルク州学校法では、「ギムナジウムは次の能力を促進する」として、ギムナジウムが目指す目標として、次の3点を掲げている (第8条(1)) (翻訳3「バーデン・ヴュルテンベルク州学校法」を参照)。「理論的認識を再構成する能力、困難な状況を精神的に把握する能力、多層的な連関性を見通し、秩序付け、理解して表現し、かつ、描写できる能力」。

- (17) ドイツの学校では、宗教の授業は公立学校における必修教科とされ、通常プロテスタントまたはカトリックに分けて行われている。ただし、無宗教、その他の理由がある場合、教育権者(親)の意思で宗教教育を拒むこともできる。その場合、代替教科として倫理科が履修される。
- (18) 導入段階は、8年制のギムナジウムでは第10学年、9年制のギムナジウムでは第11学年(いずれも基礎学校入学時からの通算)に相当する。
- (19) 資格段階は、第11学年と第12学年(8年制)、第12学年と第13学年(9年制)に相当する。後述するようにバーデン・ヴュルテンベルク州では、「コース段階」とも呼ばれている。
- (20) 在学期間については、「対応する学習発達及び学習能力をもつ生徒に関しては、州の規則にもとづきギムナジウム上級段階を短縮して通過することができる」(協定6.3)とされ、年数の短縮も可能となっている。
- (21) 注(1)を参照。
- (22) 宗教の授業をいずれの課題領域にも属しないと位置づけている州と、後述するバーデン・ヴュルテンベルク州のように社会科学課題領域に含めている州がある。
- (23) 外国語は、上級段階への進学以前から継続して学習されている外国語と、上級段階で新しくはじまる外国語に区分できる(2-(7)を参照)。
- (24) 協定8.3, 8.5, 9.3を参照。
- (25) 教科の履修と並んで、コンクールへの参加、プロジェクトや実習への参加などが、「特別の学習達成」として点数化され、アビトゥーア試験の総合成績の一部として算入されることができる。具体的には次章の7「特別の学習達成」を参照。
- (26) 年間を通してあるテーマについて取り組む学習活動。
- (27) 論文の作成が要求される教科。
- (28) 面談(試験官と受験者との間の試験会話)による口述試験をコロキウムと呼んでいる。
- (29) ドイツの学校では、伝統的に「0」から「6」までの6段階による成績評価が行われている。それは次のとおりである。「1」(非常によい)、「2」(よい)、「3」(満足できる)、「4」(何とか間に合う)、「5」(欠陥の多い)、「6」(不可)。ギムナジウム上級段階では、こうした6段階の成績評価が、さらに16段階に細分化されて行われる。
- (30) 協定7.1にいう教科を指す(2-(5)を参照)。
- (31) 本章2-(8)を参照。
- (32) Ministerium für Kultus, Jugend und Sport, *Leitfaden für die gymnasiale Oberstufe 2010* (以下、*Leitfäden*と略す)を参照。(http://www.sia.ulm.de/0809/kp_leitfaeden_abitur_2010_internetversion.pdf) 本章の記述にあたっては、*Leitfäden*のほか、各ギムナジウム等が、バーデン・ヴュルテンベルク州の生徒や親向けに作成し、ネットで公開されている以下のパワーポイント資料を随時参照した。
- ① Gymnasium Markdorf, Dr. Honstetter, *NGVO ab Abitur 2010* (http://gy.bildungszentrum-markdorf.de/oberstufe/ngo/lang_2010.ppt)
- ② Bildungszentrum Reutlingen-Nord, W. Kopp & M. Schreiner, *Die neue gymnasiale Oberstufe am allgemeinbildenden Gymnasium (ab 2010)* (<http://www.bzn.rt.bw.schule.de/files/oberstufe2010.ppt>)
- ③ Scheffel Gymnasium, *Die gymnasiale Oberstufe am allgemein bildenden Gymnasium in Baden-Württemberg, Abiturprüfung ab 2010*, (<http://www.scheffel.og.bw.schule.de/schueler/oberstufe/Oberstufeninfo2010/Elterninformation%20Abitur2010.pps>)
- ④ SD Bruckner, Regierungspräsidium Tübingen, *Abitur 2010. Die gymnasiale Oberstufe am allgemein bildenden Gymnasium. Grundlagen.*, (http://www.fsg-pfullingen.de/neu/webservice/downloads_os/Die_gymnasiale_Oberstufe-X7.ppt)
- ⑤ Schlossgymnasium Kirchheim, *Die gymnasiale Oberstufe am allgemein bildenden Gymnasium in Baden-Württemberg - Abitur 2010* (<http://www.schlossgymnasium-kirchheim.de/Oberstufe/Abitur2010.ppt>)

- (33) 後掲の「学年段階並びに通常の形態のギムナジウム及び寄宿舎付きの上構形態のギムナジウムにおけるアビトゥーア試験に関する省令(通常形態のギムナジウムのアビトゥーア省令)」は、以下、NGVOと略して、その都度関連する条文番号を記した。
- (34) 前掲注(9)を参照。
- (35) 前掲注(11)を参照。バーデン・ヴュルテンベルク州では、2004学年度から第5学年(基礎学校入学からの通算)となる生徒を対象に導入されている。したがって現時点(2008年)では、生徒はまだ第13学年修了時にアビトゥーア試験を受験している。
- (36) 前掲、協定5.1を参照。
- (37) 導入段階で履修した教科とその点数は、「一般的大学入学資格」(注(1)を参照)の証明書のなかに記載されるが、アビトゥーア試験の総合点数のなかには算入されない。コース段階では、2年間(4学期)がひとつの教育的統一性を形成しており、1年目から2年目への進級試験はとくに行われぬ。NGVO第2条第1項を参照。
- (38) 資格段階では、コース制度が採用されているのでコース段階とも呼ばれている(注(19)も参照)。
- (39) 協定4.1を参照。NGVO第8条第2項を参照。
- (40) バーデン・ヴュルテンベルク州のギムナジウムでは、英語、フランス語、ラテン語のいずれかが第一外国語である(第一外国語は基礎学校からすでに学習されている)。第二外国語(英語、フランス語、ラテン語、ロシア語)は第5学年または6学年から始まる。第8学年以降、第三外国語(英語、フランス語、ラテン語、ギリシャ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、イタリア語)を選択できる。第10学年以降に学習される外国語として、まだ履修していない上記の外国語のほか、トルコ語、ヘブライ語、中国語、日本語などがある(遅れて開始される外国語、表1の選択領域の教科)。Ministerium für Kultus, Jugend und Sport „Spektrum Schule Bildungswege in Baden-Württemberg Schuljahr 2007/2008, S.21を参照。選択領域で、あとから開始される外国語では、週2時間の授業も可能である。
- (41) 本章「7.特別の学習達成」を参照。
- (42) 通常の授業を補う教育活動として課外活動の時間が設けられている。たとえば、合唱、スポーツなどの種目、授業以外の外国語などが挙げられる。
- (43) 中核教科以外の教科を20コース以上選択し、各学期の平均週学習時間が32時間にすでに達している場合は、さらに別のコースを履修するか、または課外活動に参加する必要はない(*Leitfaden*, S.6.)。
- (44) 協定9.1および9.2を参照。前掲注(27)も参照。
- (45) GFSは3教科で義務づけられているが、任意で、さらにもう1教科でGFSの確認を受けることができる。GFSは、通常の試験に付加されるものであって、試験の代替となるものではない(通常の試験と同等のウエイトで取り扱われる)。
- (46) *Leitfaden*, S.7.
- (47) 後掲表12「ギムナジウム上級段階のタイムスケジュール」を参照。
- (48) 同上。
- (49) 筆記試験は、筆記試験のみで行われるか、または口述試験も付加してこれを行うことができる。口述試験も付加して筆記試験が行われる場合は、筆記部分と口述部分の比は2:1で換算される。筆記試験に付加して行われる口述問題では、問題が1題提示され、20分間の準備時間が与えられる。20分後に口頭試問がある。筆記試験の問題の繰返しではない。
- (50) アビトゥーア筆記試験の受験許可のための要件は次のとおりである。
1. 必修履修義務を満たしていること(表5を参照)。
 2. 試験教科の選択基準を満たしていること(表9を参照)。
 3. ブロック I で200点を超過していること(図3を参照)。
 4. 必修履修義務のある教科で0点がないこと(NGVO第5条第4項を参照)。
 5. 総合成績に算入されるコースのなかで5点に到達していないコースが9コース未満であること(NGVO第15条第1項を参照)。
- (51) 後掲表12「ギムナジウム上級段階のタイムスケ

- ジュール」を参照。
- (52) 注(28)を参照。
- (53) 協定7.1も参照。後掲7「特別の学習達成」を参照。
後掲のようにコンクールなどにおける生徒の卓越した成績は、一定の条件のもとで、特別の学習達成として認められ、それをもって口述試験教科の代替とすることが可能となっている。
- (54) 後掲表12「ギムナジウム上級段階のタイムスケジュール」を参照。
- (55) 表5「必要なコース数と週あたりの学習時間」を参照。
- (56) 後掲5-(1)「ブロック I」を参照。
- (57) 表9「アビトゥーア試験の教科」を参照。
- (58) 遅れて学習される外国語は、イタリア語、スペイン語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、トルコ語、ヘブライ語、中国語である。注(40)および表1の選択領域の教科を参照
- (59) 前述のように(4-(1)および4-(2)を参照)、音楽、美術、体育の筆記試験では、筆記の試験部分と専門実技の試験部分から構成され、両者は、同等のウェイトで評価される(NGVO第22条第1項)。一方、口述試験の場合、音楽または美術では、専門実技の試験も口述試験と併せて行うことができると規定され、専門実技試験は義務ではない。体育の口述試験は、口述の部分と専門実技の部分から構成されるとして、専門実技の試験が併せて行われなければならないとされている。その比重は、専門実技の部分が3分の2、口述の部分が3分の1とされている(NGVO第24条第6項を参照)。
- (60) 表10「一般的大学入学資格のサンプル」を参照。
- (61) 同上。
- (62) 「青少年の研究コンクール」(Jugend forscht (JUFO))など、青少年を対象とした全国レベルのコンクールが想定されている。
- (63) ギムナジウム上級段階の生徒が、ギムナジウムの授業と並行して大学で学習することを可能とするプロジェクトがいくつかの大学で行われている。とくに自然科学の教科で卓越した成績の生徒がこれに応募している。そこで得られた成績は、のちに大学に入学したとき換算されることが可能である。
- (64) 協定7.6を参照。
- (65) 特別の学習達成のブロック I への算入についてはNGVO第15条第1項第3号、ブロック II への算入についてはNGVO第15条第2項第4文を参照。なお、算入することは義務ではない。
- (66) 前掲4-(2)を参照。第4試験教科が、社会科学課題領域に属する教科であるか、または特別の学習達成が社会科学課題領域に属する内容のものでないと、3つの課題分野をすべてカバーできないことになる。
- (67) ゼミナールコースの内容等については、*Die NGVO ab Abitur 2010*など、注(32)に掲げた資料を参照。
- (68) 多数の生徒が関与した作業では、そのなかで個人が果たした達成が評価される。
- (69) 特別の学習達成は、その達成内容(50%)、報告文書の作成(ドキュメンテーション)25%、コロキウム25%の割合で点数が算出される。NGVO第5条第4項を参照。
- (70) コロキウムで、生徒は特別の学習達成の成果を表現し、特別の学習達成を説明し、質問に答える。前掲注(69)も参照。
- (71) コースの変更またはコースの離脱は、特別の理由がある例外的場合にのみ、学年段階の開始時点で授業が開始された2週間以内に申請により可能である(NGVO第13条第4項)。
- (72) すべての大学タイプに入学することを保障する「一般的大学入学資格」は、次に掲げるアビトゥーア試験に合格することにより付与することができる。
- ・ 通常の形態のギムナジウムまたは寄宿舎付き上級ギムナジウムにおけるアビトゥーア試験
 - ・ 職業ギムナジウムにおけるアビトゥーア試験
 - ・ 職業上級学校におけるアビトゥーア試験(技術上級学校または経済上級学校で第二外国語を学習していることが必要)
 - ・ 全日制学校としてのコレークにおけるアビ

トウアー試験(職業教育の修了のあと、または少なくとも3年間規律された職業実践のあと)

- ・ 夜間ギムナジウム(一般ギムナジウムまたは職業ギムナジウム)におけるアビトウアー試験。授業の一部は職業実践と並行して行われる職業教育の修了のあと、または少なくとも3年間規律された職業実践のあと行われる。
 - ・ 自由ヴァルドルフ学校(シュタイナー学校)におけるアビトウアー試験
 - ・ 非通学生のための試験(非通学生のためのアビトウアー試験)。公立または州により認可された私立学校の生徒でない志願者のために行われる試験。
 - ・ 特別の能力を有する職業従事者の大学入学に関する試験(英才試験)。この試験は、一定の専門分野に関して傑出した能力を有する卓越した才能をもつ志願者に大学入学を可能とするものである。詳細は次の資料を参照。„Berechtigungen für ein Studium – Zugangsvoraussetzungen“(http://www.kursbuch-bw.de/jsp/default.jsp?page_id=2161)
- (73) 州により承認された私立ギムナジウム(staatlich anerkanntes privates Gymnasium)は、公立学校の代替をする学校という意味で、代替学校(Ersatzschule)と呼ばれ、アビトウアー試験においても公立ギムナジウムと同等に扱われる。
- (74) 州により認可された私立ギムナジウム(staatlich genehmigtes privates Gymnasium)は、州により承認された私立ギムナジウム(前掲注(73)を参照)と異なり、アビトウアー試験を自校で実施することができないので、生徒は、非通学者のためのアビトウアー試験を受験しなければならない。
- (75) 前掲注(3)を参照。
- (76) NGVOでは次のように規定されている「筆記試験では、異なる素材領域から1問又は複数の課題が出題される。解答時間は、短くても240分、長くても300分とする」(第21条第1項)
- (77) NGVOでは次のように規定されている。「口述試験

で、生徒は、筋の通った弁論により試験テーマ又は試験課題について叙述するものとし、かつ、引き続き試験会話のなかで教科及び教科の枠を超えたより大きな関連性について秩序づけるものとする」(第24条第5項)。

- (78) 従来、アビトウアー試験は、各ギムナジウムごとに行われる州が一般的で、バーデン・ヴュルテンベルク州のように州の統一試験(中央アビトウアー)として行われる州は少なかった。しかし近年、ほとんどの州で中央アビトウアー試験が行われるようになった。その理由として、中央アビトウアーを導入していない州のPISA(OECD(経済開発協力機構)の学習到達度調査)の成績が芳しくない点が挙げられている。
- (79) たとえば、2004/05年冬学期に、ただちに大学に入学した者の割合は49%であった。遅れて入学する理由としては、「兵役/非軍事的役務」に従事する(男子の場合)、「大学入学前に職業訓練を受ける」、「大学で学習するつもりはない」などが挙げられる。Heine, C.; Spangenberg, H.; Schreiber, J.; Sommer D.: Studienanfänger 2003/04 und 2004/05, Bildungswege, „Motive der Studienentscheidung und Gründe der Hochschulwahl“, *Kurzinformation* A15/2005, S.7

【邦語参考文献】

- (1) 拙稿「西ドイツの大学入学成制度」(その1)～(その4)、『レファレンス』No.447, 1988.4, pp.91-116, No.448, 1988.5, pp.102-119, No.449, 1988.6, pp.72-121, No.450, 1988.7, pp.79-104.
- (2) 拙稿「西ドイツ：アビトウアー試験の制度と実際ー「歴史科」試験の出題・採点基準，教授プランを含めてー」(昭和62，63年度科学研究費 特定研究(1)(研究代表者：中島直忠)最終報告書『諸外国の大学入試等に関するシラバス及び試験問題の国際比較研究』1989.3, pp.33-72.

(きど ゆたか・専門調査員)

学年段階並びに通常形態のギムナジウム及び寄宿舎付きの上構形態のギムナジウムにおけるアビトゥーア試験に関する省令
(通常形態のギムナジウムのアビトゥーア省令)

Verordnung des Kultusministeriums über die Jahrgangsstufen sowie über die Abiturprüfung an Gymnasien der Normalform und Gymnasien in Aufbauform mit Heim (Abiturverordnung Gymnasien der Normalform, NGVO)^(注1)

木戸 裕訳

【目次】

第一章 総則	明書
第1条 適用領域、名称	第27条 未受験、棄権
第2条 構造及び組織	第28条 不正行為、規則違反
第3条 情報及びガイダンス	第四章 留年、退学
第4条 指導教員	第29条 留年に関する要件
第5条 評点の付与及び得点制	第30条 留年の場合のコースの選択
第6条 学年試験及び生徒の同等に扱われる達成の確認	第31条 退学
第7条 成績証明書	第五章 ギムナジウム非通学者のためのアビトゥーア試験
第二章 コース制度	第32条 受験者
第8条 授業、課題領域	第33条 試験の期日
第9条 コースの開設	第34条 試験の形態、試験教科
第10条 コース選択に関する一般的指示	第35条 受験申請
第11条 宗教科のコース選択	第36条 受験許可の要件
第12条 2時間のコースの登録義務	第37条 受験許可の決定
第13条 コースの選択	第38条 試験の実施
第三章 総合成績及び正規のアビトゥーア試験	第39条 試験の成績、一般的大学入学資格証明書
第14条 総則	第六章 経過規定及び末尾規定
第15条 総合成績	第40条 アビトゥーア試験の再受験
第16条 アビトゥーア試験の部分	第41条 施行
第17条 アビトゥーア試験の場所及び期日	
第18条 試験委員会、教科委員会	
第19条 アビトゥーア試験の教科	
第20条 筆記試験の受験許可	
第21条 筆記試験の実施	
第22条 専門実技試験、コミュニケーション試験	
第23条 口述試験の受験許可	
第24条 口述試験の実施	
第25条 アビトゥーア試験の成績	
第26条 総合成績の決定、一般的大学入学資格証	

第一章 総則

第1条 適用領域、名称

- (1) この省令は、通常形態のギムナジウム及び寄宿舎付き上構ギムナジウム^(注2)に適用される。
- (2) この省令の規定が、委員長、試験官、校長、指導者、指導教員の個人的概念又は生徒及び志願者の規定を含む場合、機能又は地位と結びついたこれらの名称は女性及び男性に同時

^(注3)
に適用される。

第2条 構造及び組織

(1) 生徒は、8年間の教育課程(8年制ギムナジウム)では第10学年のあと、9年間の教育課程(9年制ギムナジウム)では第11学年のあと、合計して4学期^(注4)を包括し、教育的統一性を形成する、両方の教育課程に共通の2学年段階^(注5)で授業を受ける。ある学年段階から別の学年段階への進級^(注6)(Versetzung)は行われない。個々の教科では、第3項第2文及び第7項の規定にかかわらず、週2時間又は4時間で各半年間の授業が行われる。コースは通常、学年段階と結びつくが、学年段階を超えたコースは可能である。

(2) 生徒は、5つの中核教科のコースを履修しなければならない。次の教科が中核教科^(注7)である。

- 一 ドイツ語、数学及び選択しなければならない1外国語(必修中核教科)
- 一 選択により、宗教科又は倫理、地理、歴史、社会科、経済、もうひとつの外国語、物理、化学、生物、体育、音楽又は美術から2教科(選択中核教科)。このなかには、1外国語又は自然科学の1教科が含まれていなければならない。

さらに第12条の基準にもとづくコースが履修される

(3) 中核教科のコースは4時間である。遅れて開始する外国語^(注8)(第8条第3項)は、校長の決定により2時間、3時間又は4時間とする。その他のコースは、第7項にかかわらず2時間とする。

(4) 中核教科のコースは、特別の程度において大学での一般的な学習準備に資する。中核教科のコースは、学術的な方法、問題の設定及び思考方法へと導き、拡大された知識を提供する。コースは、そのほか教科の領域における一般的準備及び幅広い基礎教育の確保に資

する。コースは、専門領域に関する基礎的な方法及び原理的な認識並びに自立して行う作業の手順を提供する。

(5) 生徒は、中核教科で4学期間連続するコースの授業を受ける。学年段階の途中での変更は認められない。第13条第4項は、影響を受けない。外国語のコースは、この場合遅くとも第8学年(8年制ギムナジウム)又は第9学年(9年制ギムナジウム)以降の各必修授業を前提とする。ドイツ語、数学及び1外国語を含む4つの中核教科が、アビトゥーア試験^(注9)(筆記試験(第19条))の対象となる。

(6) 中核教科のコースは、場合によっては2時間の教科のコースと並行して、これとは別に提供される。例外的場合、中核教科のコースは、2時間のコースに対する付加コース(Zusatzkurs)により形成することができる。中核教科としての宗教科又は倫理は、第10学年(8年制ギムナジウム)又は第11学年(9年制ギムナジウム)で宗教科又は倫理を履修している場合にのみ選択することができる。部分的に体育の授業を免除されている生徒は、通常、中核教科として体育を選択することはできない。

^(注10)
(7) 教科の枠を超えたテーマ設定、コロキウム及びドキュメンテーションをとまなう2学期間の、通常3時間のコースへの参加から構成される特別の学習達成^(注11)は、学校の授業提供の枠内で選択により可能である(ゼミナールコース)。コースへの参加に代えて、上級段階及びアビトゥーアに適った要求プロフィールに合致する、適当な、コンクール又は生徒の大学での学習による活動も行うことができる。

第3条 情報及びガイダンス

生徒は、学年段階でコース制度に関してガイダンスを受ける。とりわけ次の各号に掲げるものがこれに該当する。

1. コースの学習方法
2. 教育計画及び学習計画
3. 学校が開講する予定のコース
4. 必修のコースの履修
5. アビトゥーア試験及び一般的大学入学資格の承認の基準となる総合資格の確認に関する基本的な規定

第4条 指導教員

学年段階の各生徒に対し、指導教員を務める教員を割り当てる。指導教員は、学級組織で授業を受ける生徒に対して学級担任教員が果している任務を遂行する。指導教員は、会議の構成員でない場合は、指導する生徒個人に関わるすべての会議に審議権を有する者として出席する。

第5条 評点の付与及び得点制

- (1) 学年段階及びアビトゥーア試験では、成績は従来の評点によって付与されるとともに、評点にそれぞれ対応する得点により評定される。その際、次のように対応する。

「非常によい」：それぞれの点数傾向に対応して、15/14/13点

「よい」：それぞれの点数傾向に対応して、12/11/10点

「満足できる」：それぞれの点数傾向に対応して、9/8/7点

「何とか間に合う」：それぞれの点数傾向に対応して、6/5/4点

「欠陥の多い」：それぞれの点数傾向に対応して、3/2/1点

「不可」：0点

端数のない評点及び得点が付される。

- (2) 例外的場合、コースの部分領域で、異なる教員により授業が行われる場合、共通に形成する点数 (Zeugnisnote) 及び得点に関して、教員間で合意する。
- (3) コースにおける成績の評定にあたり、音楽

では課外活動 (Arbeitsgemeinschaft) として行われるコーラス及びオーケストラにおける特別の達成を、体育科ではスポーツ競技会における特別の達成を、申請により考慮することができる。

- (4) 特別の学習達成 (第2条第7項) に関して合計点は、半年間の2コースは合計して半分まで、コロキウムとドキュメンテーションは各4分の1まで合計点のためにウエイトをつけられる。コロキウムに関して校長は、教科委員会を形成する。教科委員会に所属するのは、その長として校長又はゼミナールコースに以前関与していない教員及びゼミナールに関与している教員である。第24条第7項及び第8項は準用される。コロキウムは、各生徒ごとに約20分から30分間継続する。ドキュメンテーション及びコロキウムは、第28条の意味での試験成績ではない。
- (5) 「不可」(0点) と評定されたコースは、履修されなかったものと評定される。

第6条 学年試験及び生徒の同等に扱われる達成の確認

- (1) 4時間のコースでは、体育科を除き、最初の3学期間は、少なくとも学年試験を各学期2回、第4学期では学年試験を少なくとも1回行わなければならない。体育科の4時間のコースでは、最初の2学期は、各学期に1回は行われる試験を両学期合わせて少なくとも3回、第3学期及び第4学期では、各学期少なくとも1回試験を行わなければならない。
- (2) 2時間のコースでは、体育科を除き、各教科とも少なくとも各学期1回試験を、第4学期では少なくとも1回試験を行わなければならない。
- (3) 学年試験と並行して、とりわけ論文の作成、自然科学の領域の実験作業も含むプロジェクト、報告、場合によっては学習時間表外の授

業時間に期日を設定した口述試験又はその他のプレゼンテーションに関わる同等に扱われる生徒の達成の確認が行われる。^(注19)教科教員は、これらの達成確認の調整に配慮する。これらの達成に関して各生徒は、学年段階の進行の中で選択により、3教科で義務付けられる。学校は、生徒がこれらの達成を最初の3学期でもたらずことを可能とする。さらに生徒は、選択によりその他の教科で同等な達成の確認を求める権利を有する。

第7条 成績証明書

- (1) 各学期ごとに、個々のコース及び場合によっては特別の学習達成(第2条第7項)で得られた評価並びに第1学期及び第2学期における行動及び共同作業に関しても、証明書が作成される。
- (2) 証明書は、各学期の終了時に、第4学期では遅くともアビトゥーア筆記試験の結果の通知とともに発行されなければならない。

第二章 コース制度

第8条 授業、課題領域

- (1) 授業は、必修領域及び選択領域に分岐される。^(注20)
- (2) 必修領域の授業は、次の各号に掲げる教科を包括する。
 1. 言語／文学／芸術課題領域では、ドイツ語、英語、フランス語、ラテン語、ギリシャ語、ロシア語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、美術及び音楽。文部省は、その他の外国語を認めることができる。
 2. 社会科学課題領域では、経済、歴史、地理、社会科学(Gemeinschaftskunde)並びにこの課題領域に属する宗教科及び倫理
 3. 数学／自然科学課題領域では、数学、物理、化学、生物

4. 体育。体育はいずれの課題領域にも属さない。
- (3) 選択領域の授業は、次に掲げる教科を包括する。天文学、図学、地質学、情報学、コンピュータ代数システムの問題解明、文学、哲学及び心理学並びに少なくとも課外活動として、遅くとも第10学年(8年制の場合)又は第11学年(9年制の場合)からの授業を前提としている遅れて開始する外国語。文部省は、個々の場合に、その他の教科を許可することができる。
- (4) 特別の学習達成(第2条第7項)の枠内の生徒の成績は、その達成の内容的重点に対応してこれに関与する教員の決定により課題領域に組み入れられる。一定の課題領域への組み入れは、その課題領域に関して資格を有する教科教員が関与していることを前提とする。

第9条 コースの開設

- (1) コースの提供のための枠組みを形成するのは、学年段階のために学校が供しうる教員週時間(Lehrerwochenstunde)^(注21)である。コースの提供は、その学校の有する特色、とりわけ学校の人的、場所的及び物的前提を考慮し、校長により形成される。その際、履修義務及び算入義務のあるコースが優先する。最大限の継続性が追及される。
- (2) 地理の2時間のコースは第2学期及び第3学期に、社会科学の2時間のコースは第1学期及び第4学期に提供される。^(注22)
- (3) プロテスタント及びカトリックの宗教科のコースが提供される。他の宗教団体の宗教科のコースは、個々の場合ごとに文部省の認可を必要とする。
- (4) コースの開設は、適時に通知される。特定の教科又は特定のコースの開設を請求する権利はない。

第10条 コース選択に関する一般的指示

学校が開設したコースの枠内で生徒は、中核教科の4時間のコースを20コース選択するとともに、その他の教科でさらに少なくとも20コース選択し、及び各学期ごとに平均して週2時間の範囲で別のコース又は課外活動を選択する^(注23)。生徒は、選択したコースに定期的に参加する義務を有する。アビトゥーア試験の試験教科では、第9条第2項にかかわらず各4コースが履修されなければならない。

第11条 宗教科のコース選択

- (1) 生徒は、基本的に自らが所属する宗教団体の宗教科のコースの授業を受ける。
- (2) 生徒が宗教団体に所属していないか、又は該当する学期に自らが所属している宗教団体の宗教の授業が通学している学校では提供されない場合、宗教のコースの受講はこれに関して責任を有する宗教団体の同意を得て可能である。
- (3) 自らの宗教団体の宗教のコースが提供される場合、その者が導入段階で、他の宗教団体の宗教の授業を受けていない場合に限り、2学年段階の経過の中で他の宗教団体の宗教の授業を最大2コース受けることができる。自らの宗教団体及び履修しようとするコースに責任を有する宗教団体の同意が前提となる。この前提のもとで、その他の困難な事情がある場合、別の宗教団体の宗教のコースを履修することも可能である。

第12条 2時間のコースの登録義務

- (1) 次の教科では、第2条第2項及び第5項並びに第10条の規定にかかわらず、次のコースを必修として履修しなければならない^(注24)。
 1. 美術又は音楽のいずれか1教科で、学年段階の4コース
 2. 歴史で学年段階の4コース

3. 地理及び社会では、第9条第2項の基準にもとづき学年段階の合計4コース
 4. 宗教又は倫理では、学年段階の4コース
 5. 物理、化学又は生物のうち2教科で、学年段階の4コース
 6. 体育では、学年段階の4コース
- (2) これらの教科のうちの1つが中核教科として履修される場合、この教科で第1項にもとづく義務が満たされたとみなされる。この教科で付加的に2時間のコースを履修することは認められない。中核教科として経済が履修される場合、社会科は第1学期においてのみ、地理は第3学期においてのみ履修されなければならない。
 - (3) 天文学、図学、コンピュータ代数システムの問題解決、地質学、文学、哲学及び心理学では、学年段階の経過の過程で2時間のコースを2コースに限り履修することができる。異なる学年でこれらのコースを履修することは、通常できない。
 - (4) 宗教のコースを履修しない者は、学校が倫理を提供する場合、宗教の代わりに倫理のコースを履修しなければならない。
 - (5) 体育科を免除されている者は、免除の代わりに付加的に、第1項にもとづき履修しなければならない必修領域の別の教科の対応する数のコースを履修しなければならない。

第13条 コースの選択

- (1) 生徒は、第1学期に入る前に全部の正確なコース選択を行う^(注25)。第2学年段階に関しては、この省令の規定の枠内で事後選択が可能である。校長は、選択の開始及び終了の時点を決する。選択の終了時点は、先行する学年の授業が終了する4週間以上前に設定されるはならない。学校が設定する授業にしたが行われる体育の2時間のコース4つに関しては、第1学期に入る前に選択されなければならない

らない。

- (2) 選択は、教科及びコースの種類にのみ限定される。特定の教科のコースの選択は、そのコースの開設の請求権を理由づけない。
- (3) 選択にもとづき、校長は生徒を各コースに割り当てる。提供されてしかるべきコースが成り立たない場合、又は選択されたコースの履修が組織上の理由によりできない場合、生徒は校長によって定められたしかるべき期間内に、代替りのコースを選択する。
- (4) 選択又は代替りの選択が終わったあとのコースの変更又はコースの取消しは、特別の理由のある例外的場合に限り、それが教育上及び組織上の理由から可能である場合、学年開始時に申請により校長の同意を得て授業の開始後2週間以内に認められる。同様のことは、特別の学習達成(第2条第7項)に関する決定に適用される。

第三章 総合成績及び正規のアビトゥーア試験

第14条 総則

一般的大学入学資格の承認にあたりその基準となる総合成績は、コースの成績(ブロックⅠ)及びアビトゥーア試験の成績(ブロックⅡ)から算出される。^(注26)

第15条 総合成績

- (1) ブロックⅠの総合成績は、600点まで到達することができる。^(注27) ブロックⅠには少なくとも40コースが算入されなければならない。その他のコースが第5文から第6文が規定する基準にもとづき算入されなければならない。算入されたコースのうち多くても20%のコースは、1倍のままの点数で各5点を下回ることが許される。算入されるコースは、第12条第1項にかかわらず、次の各号に掲げるものでなければならない。

1. 中核教科20コース
2. 中核教科として履修していない限りで、次の各コース
 - a) 美術又は音楽のいずれか1教科で2コース
 - b) 歴史のコース
 - c) 地理及び社会科のコース(第9条第2項)
 - d) 物理、化学又は生物のうちの2教科のコース

3. 第1号及び第2号にもとづきすでに選択されていない限りで、口述の試験教科生徒は、場合によっては第4学期の成績証明書の交付の遅くとも翌授業日までに、算入されるその他のコースに関して決定するが、その際、生徒の決定にしたがった特別の達成は、第5条第4項第1文にもとづき算出された点数に2倍のウェイトをつけて換算される。40コース以上が算入される場合、ブロックⅠで到達する点数は、算入されたコースで獲得した点数の合計を算入したコースの数で除し、その除数を40倍することにより算出される。^(注28) 特別の学習達成に関しては2コースが履修されている場合である。整数にならない結果は、通常の仕方で端数のない点数にされる(例: 497.5 ~ 498.4点は498点)。

- (2) 総合成績の第Ⅱブロックでは300点まで到達することができる。^(注29) 第Ⅱブロックは、アビトゥーア試験で獲得された点数から構成される。その際、アビトゥーア試験の点数は、第22条及び第24条第6項の規定にかかわらず次の各号に掲げるように算出される:
 1. ある教科の試験が、筆記のみで又は口述のみで行われる場合、試験で獲得された点数は4倍され、^(注30)
 2. ある教科の試験が、筆記及び口述で行われる場合、筆記試験の成績は2%、口述試験の成績は1%倍され、もたらされた点数が合計される(別表1の換算表を参照)。^(注31)

特別の学習達成(第2条第7項)は、選択により、ブロック I に算入する代わりに、口述試験教科(第19条第1項)の代替とすることができ、その場合は4倍^(注32)される。

第16条 アビトゥーア試験の部分

アビトゥーア試験は、筆記試験及び口述試験から構成される。その際、1試験教科は、もっぱら口述により試験される(口述試験教科)。その他の教科(筆記試験教科)では、第24条第1項の基準にもとづき、筆記試験のみにより又は筆記試験及び口述試験により行われる。美術、音楽及び体育の筆記試験又は口述試験は、第22条及び第24条第6項の基準にもとづき専門実技試験により補完され、現代外国語の筆記試験は、第22条の基準にもとづきコミュニケーション試験^(注33)により補完される。

第17条 アビトゥーア試験の場所及び期日

- (1) アビトゥーア試験は、公立ギムナジウム及び州により承認された私立ギムナジウム^(注34)で実施される。
- (2) アビトゥーア試験は、年1回行われる。重要な理由(第27条)により全部又は一部を受験できなかった生徒に対しては、追試験が実施される。筆記試験の期日は文部省により、口述試験又は実技試験の期日は上級学校監督官庁により、コミュニケーション試験の期日は校長により決定される。
- (3) 体育施設の状況又は天候に左右されるスポーツ種目では必要な場合、体育科の実技試験はすでに第3学期にこれを開始することができる(繰り上げて実施される実技試験)。優先された実技試験の受験は、第19条第4項にもとづく口述試験教科に関する決定を含む。

第18条 試験委員会、教科委員会

- (1) アビトゥーア試験のために、各ギムナジウムに試験委員会が設けられる。試験委員会は、次の各号に掲げる者により構成される。
 1. 委員長として上級学校監督官庁の代理者又は上級学校監督官庁から委託された者
 2. 委員長代理として校長
 3. 最終2学期において、アビトゥーア試験を受験する生徒の授業を担当した当該校の教科教員全員
 4. 場合によっては、上級学校監督官庁若しくは試験委員長により委託された委員又は記録文書の記載を校長により委託された教科に通じた教員
- (2) 試験委員長は、規則にしたがった口述試験又は実技試験の実施に関して配慮する。その際、規定が遵守されているか、誤った前提又は妥当性を欠いた考慮から出発していないかどうか、評価の一般的原則又はすべての受験者を同等に取り扱う原則から逸脱していないかについて、とくに注意が払われる。第1項第1号及び第2号にいう者は、すべての試験及び教科委員会の協議に際し、これに同席することができる。
- (3) 試験委員会の委員は、その者の試験官としての活動にあたり、独立してこれを行う。委員は、試験に関するすべての業務について守秘義務を負い、かつ、試験開始前に試験に関するすべての業務が教示されなければならない。
- (4) 個々の教科の口述又は専門実技試験に関して、試験委員長は必要な教科委員会を形成する。各教科委員会には、次の各号にいう者が所属する。
 1. 上級学校監督官庁が他の規定を定めない限り、委員長として、試験委員長又は試験委員長により定められた試験委員
 2. 試験官として、第4学期において生徒を

教えた教科教員又は地理においては第3学期において生徒を教えた教科教員

3. その他教科に通じた試験委員。この者は同時に試験記録を作成する任務を有する。個々の教科又は部分領域に関して異なる教科教員により授業が行われるコースでは、試験される教科を最後に教えた教科教員が教科委員会に所属する。この者がそれぞれ第2号にもとづくその教科の試験官であり、その他の場合は第3号にもとづく別の構成員である。試験官に支障がある場合、試験委員長により上級段階で当該教科を教えている教員が任命される。

第19条 アビトゥーア試験の教科

- (1) 筆記試験は、ドイツ語、数学及び中核教科として登録された1外国語並びに選択によりその他の1中核教科(筆記試験教科)で行われる。口述試験は、第2項から第3項までの規定にもとづき選択されたその他の教科(口述試験教科)及び場合によっては筆記試験の教科で行われる。口述試験教科を特別の学習達成により代替する可能性(第15条第2項第4文)^(注35)は、影響を受けない。
- (2) 試験教科に関しては、次の各号に掲げる規定が適用される。^(注36)
1. 3つの課題領域(第8条第2項)が、カバーされなければならない。
 2. 試験教科においては、4コースが一貫して履修されなければならない。第9条第2項は影響を受けない。
 3. 宗教科は、第10学年(8年制の場合)若しくは第11学年(9年制の場合)で宗教科の授業を受けているか、又は第1学期の開始時に教科教員による検証で対応する知識を有していることが証明された場合にのみ試験教科として選択されることができる。第11条第2項及び第3項の場合のほか、生徒

が所属する宗教団体の宗教科が4コース履修されなければならない。第11条第2項及び第3項の枠内で、生徒が所属する宗教団体の宗教科のコースが履修される場合、宗教科は、同じ宗教団体の宗教科の4コースが履修される場合にのみ、試験教科として選択することができる。

4. 倫理科は、第10学年(8年制の場合)若しくは第11学年(9年制の場合)で宗教の授業を受けているか、又は第1学期の開始時に教科教員による検証で対応する知識を有していることが証明された場合にのみ試験教科として選択することができる。
 5. 体育科は、履修したコースの授業を部分的に免除されていない者のみがこれを選択することができる。体育科の選択にあたっては、選択される試験部分を指定する。
 6. 口述試験教科は、3課題領域をすべてカバーし、かつ、試験教科の選択に関するその他の前提条件を満たしている場合、遅れて開始される1外国語(第8条第3項)又は情報学であることが可能である。情報学は、この場合遅くとも第10学年から(8年制ギムナジウム)又は第11学年から(9年制ギムナジウム)の授業を前提とする。
- (3) その他の筆記試験教科(第1項)の選択は、第2学年の成績証明書発行後書面により、第3学期の授業が開始される遅くとも2週間後^(注37)までに行われなければならない。
- (4) 口述試験教科の選択は、第15条第2項第4文の規定にかかわらず書面により、第3学期の成績証明書の発行後遅くとも1授業日^(注38)までに行われなければならない。体育科の実技試験が優先して行われる場合(第17条第3項)、校長又は校長により委託された教員は選択期日を定める。

第20条 筆記試験の受験許可

- (1) 許可された者のみが筆記試験を受験することができる。
- (2) 許可のためには、次の各号に掲げる要件が満たされていなければならないか、又はさらに第4学期のコースの履修により満たすことができる。
 1. 第2条第2項及び第5項並びに第12条で規定されたコースを履修していること。
 2. 第10条にもとづく規則を遵守していること。
 3. 第15条第1項にもとづく算入及び第19条にもとづく試験教科に適用される規則を遵守していること。
 4. 総合点数の第Iブロックで少なくとも200点に達していること。
- (3) 受験不許可に関しては、校長が口述試験教科(第19条第4項)の選択終了後に決定する。不許可は、一般的大学入学資格の非承認と見なされ、その理由が付されて遅滞なく書面により通知されなければならない。
- (4) 先行して行われる体育の実技試験(第17条第3項)は、のちに必要な許可にかかわらずこれを受験することができる。

第21条 筆記試験の実施

- (1) 筆記試験では、異なる素材領域から1問又は複数の課題が出題される。解答時間は、短くても240分、長くても300分とする。芸術、音楽、体育及び現代外国語の試験に関する特別規則(第16条及び第22条)は影響を受けない。
- (2) 試験問題は、学年段階のための教育・教授プランの枠内で、文部省により全州統一問題として作成される。
- (3) 筆記試験の指揮監督は、上級学校監督庁が別の者を定めない限り、校長がこれにあたる。指揮監督の中には、規則にしたがった試験の

実施に対する責任、とりわけ試験監督に関するものが含まれる。

- (4) 各筆記試験に関して、試験記録が作成される。試験記録は、試験委員長及び監督を行った教員により署名されなければならない。試験記録には、とりわけ、試験時間、監督を行った教員の氏名及び特別の出来事(例：不正行為)が記載されなければならない。
- (5) 筆記試験の各答案は、生徒を担当した教科教員及び学校監督庁が定めるもう1名のギムナジウム教員により採点され、第5条第1項にもとづき評定される。採点に関与する教科教員に支障がある場合、校長は、代わりを務める教員を定める。評価が、2点以上かけ離れた場合、^(注39)上級学校監督官庁の委託を受けた者が、先行する2つの評価を点検し、筆記試験の最終的評価を確定しなければならず、その際、通常、先行する評価を上まわっても下まわってもならない。第3文の適用にもとづく点検が行われない場合、2つの評価の差が2点のときは平均点が、差が1点のときは高いほうの点数が、筆記試験の最終点数となる。
- (6) 個々の教科の筆記試験で取得された点数^(注40)は、口述試験の約1週間前に通知される。

第22条 専門実技試験、コミュニケーション試験

- (1) 美術、音楽及び体育の教科においては、筆記試験は、両者同等のウエイトで評価される筆記及び実技の部分をもつ特別の専門試験から^(注41)構成される。解答時間は、筆記の部分では最短で210分、最長で240分とする。現代外国語の試験においては、筆記試験は、筆記部分及びコミュニケーション試験から構成され、その際、筆記部分の成績は2%倍、コミュニケーション試験の成績は1%倍し、算出された点数を合計する^(注42)(付表1の換算表を参照)。筆記試験の部分の解答時間は、最短150分、最長

240分とする。コミュニケーション試験に関して、文部省は中央試験基準を設ける。コミュニケーション試験は、通常、第4学期開始時に生徒を教えた教科教員及び校長によって定められたもう1名の教科教員がこれを務め、各生徒ごとに約20分間継続する。生徒は、個別又は二人一組で試験される。

- (2) 専門実技試験及びコミュニケーション試験に関しては、第24条第7項及び第8項が準用される。
- (3) 専門実技試験及びコミュニケーション試験は、遅くとも口述試験とともに終了してしなければならない。

第23条 口述試験の受験許可

- (1) 許可された者のみが口述試験を受験することができる。
- (2) 受験が許可されるためには、次の各号に掲げる要件が満たされていなければならない。
 1. 第20条第2項にもとづく要件が、第4学期のコースを考慮に入れた上で満たされていること。
 2. 総合成績の第Iブロック(第15条第1項)において、少なくとも200点に達していること。
- (3) その者が、特別の学習達成により口述試験を代替しても(第15条第2項第4文)、又は口述試験で最高点数に達したとしても、筆記試験の成績にもとづくアビトゥーア試験の合格最低点数(第25条第2項)に到達することができない場合、その者の口述試験の受験は、これを許可することができない。
- (4) 体育科で優先して行われる実技試験(第17条第3項)は、第1項にもとづくのちに必要な許可の規定にかかわらず、これを受験することができる。
- (5) 受験を許可しない者についての決定は、校長が行う。受験が許可されなかった場合、一

般的大学入学資格は、承認されなかったものとみなされ、その理由を記載した書面により遅滞なく通知されなければならない。

第24条 口述試験の実施

- (1) 生徒は、選択された口述試験教科(第19条)で口述により試験される。さらに生徒は、筆記試験教科で口述でも試験されることができ、その決定は試験委員長が行う。このほか生徒は、筆記試験の結果の通知あった遅くとも翌授業日までに書面により校長に申し出た別(注43)の筆記試験教科で、口述により試験される。
- (2) 筆記試験の結果の通知のあった遅くとも翌授業日までに、生徒は、口述試験教科による受験に代わり、その者の特別の学習達成を算入する(第15条第2項第4文)かどうかを決定する。
- (3) 第19条第1項第2文にもとづく口述試験教科に関して、生徒は、試験の遅くとも10日前に、学年段階のための教育・教授プランの枠内で、4つのテーマを教科教員の了解のもとに書面により提出する。教科委員長は、これらのテーマの中からひとつを試験テーマとして選択する。この決定は、口述試験の約1週間前に生徒に対し通知される。筆記試験教科で行われる口述試験に関しては、試験問題は、学年段階のための教育及び教授プランの枠内で、教科教員の提案にもとづき教科委員長によって設定される。試験問題は、書面で示される。その際、準備のために監督のもとで、約20分の時間が与えられる。
- (4) 教科委員長は試験の進行を定めるとともに、自らが試験することができる。口述による試験教科の試験は、通常、個別試験として実施され、各試験及び各受験者ごとに約20分間継続する。集団試験の形態が選択される場合、集団の規模の限定及びテーマ設定により、個人的達成が明確に認識されることが確

保されなければならない。筆記試験のなかで行われる口述試験は、個別試験として実施され、各試験教科ごとに約20分間継続する。

- (5) 口述試験で、生徒は、筋の通った弁論により試験テーマ又は試験課題について叙述するものとし、かつ、引き続き試験会話のなかで教科及び教科の枠を超えたより大きな関連性について秩序づけるものとする。試験は、筆記試験の繰返しではなく、筆記試験を補完するものでなければならない。試験は、試験テーマ又は課題設定を超えて教育及び教授プランの別のテーマにも関連付けられる。
- (6) 美術及び音楽の口述試験は、専門実技の要素を含むことができる。体育が口述試験教科である場合、試験は約20分間を包括する口述の部分及び専門実技の部分から構成される。その際、専門実技の部分の成績は2%倍、口述の部分の成績は1%倍し、算出された点数^(注44)を合計する(付表1の換算表を参照)。
- (7) 個々の生徒の口述試験に引続き、教科委員会は、試験官の提案により、第5条第1項にしたがい口述試験の成績を決定し、希望により生徒にその結果を通知する。教科委員会が特定の点数に合意できない場合又は過半数により委員長と一致した点数を決定できない場合、成績は全委員の評価の平均点を小数第1位まで算出し、それを四捨五入することによってもたらされる(例：12.5から13.4までは、13点となる)。
- (8) 個々の生徒の口述試験に関して、試験記録が作成されなければならない。試験記録には、教科委員会の構成、試験のテーマ及び課題、試験の時間及び主要な経過並びに試験結果が記載される。試験記録は教科委員会の全委員によって署名されなければならない。

第25条 アビトゥーア試験の成績

- (1) 口述試験に引続き試験委員長は、アビ

トゥーア試験の成績(総合成績の第Ⅱブロック)を算出し、合格最低点に達している者を決定する。

- (2) アビトゥーア試験の合格最低点に達しているのは、次の各号を満たしている場合である^(注45)。
1. 5試験教科で合計して少なくとも100点に達していること。
 2. 3試験教科で、それぞれが少なくとも20点に達していること。
- 合格最低点に達しなかった場合は、一般的大学入学資格は承認されなかったものとみなされる。このことは、その理由の記載とともに、遅滞なく書面により生徒に知らされなければならない。

第26条 総合成績の決定、一般的大学入学資格証明書

- (1) 試験委員長は、総合成績(第15条)及び付表2として添付された表にもとづき総合点数を確認し、総合成績のブロックⅠで少なくとも200点に到達しており、ブロックⅡで少なくとも100点に達しており、かつ、その他の要件も満たしている生徒に一般的大学入学資格を付与する。
- (2) 試験結果の確定に関して記録文書が作成されなければならない。この記録文書には、試験委員長及びこれを作成した委員による署名が付されなければならない。
- (3) 個々の試験部分及び試験の結果の確定並びに試験答案に関する記録は、学校文書として保管されなければならない。試験答案は、試験結果が確定して3年経過したのちこれを破棄することができる。

第27条 未受験、棄権

- (1) 重要な理由なしに試験の全部又は一部を受験しなかった場合、一般的大学入学資格は承認されなかったものとみなされる。重要な理

由があるか否かについては、筆記試験の場合は委員長を務める者が、口述試験の場合は試験委員長が、体育科の専門実技試験の場合は教科委員長が、コミュニケーション試験の場合は校長が、これを決定する。生徒は、受験できない理由を遅滞なく学校に通知しなければならない。

- (2) 重要な理由とみなされるのは、とりわけ病気である。要求に応じて医師又は保健所の診断書が提出されなければならない。健康上の障害又はその他の重要な理由があることを承知の上で受験した者は、このことを試験後に主張することはできない。この場合、過失のある無知とみなされる。とりわけ、健康上の障害がありながら遅滞なくその表明が行われなかった場合が、過失ある無知に該当する。
- (3) 重要な理由がある場合及びその場合に限り、試験は行われなかったものとみなされる。第17条第2項第2文にもとづく追試験は可能である。この場合、すでに取得されている試験成績は継続する。
- (4) アビトゥーア試験の開始前に、これらの規定について説明が行われなければならない。

第28条 不正行為、規則違反

- (1) 不正若しくは許可されていない補助手段の使用により試験成績に影響を及ぼすことを企てるか、試験課題の告知後許可されていない補助手段を携行しているか、又は不正若しくは不正の試みに加担する者は、不正行為を犯した者とみなされる。
- (2) 試験中に不正行為が確認されるか、又は不正行為に相当する嫌疑が確認される場合、その事実は、監督を行う教員により記録されなければならない。生徒は、不正行為に関する決定が下されるまで試験を暫定的に続行する。
- (3) 不正行為がある場合、生徒は残りの試験の受験から排除され、この場合、一般的大学入学

資格は承認されなかったものとみなされる。不正行為が軽微な場合、その代わりに試験成績は、「不可」(0点)と評定される。筆記試験の場合は委員長を務める者が、口述試験の場合は試験委員長が、体育科の専門実技試験では教科委員長が、コミュニケーション試験では校長が、これを決定する。

- (4) 不正行為が成績証明書の交付後に判明した場合、成績証明書の交付後2年以上経過していないときは、上級学校監督官庁はこの成績証明書を没収し、別の成績証明書を交付するか、又は一般的大学入学資格の承認を取消することができる。
- (5) 試験を規則にしたがって実施することを可能としない行動により、試験に重大な支障をもたらす者は、試験から排除される。この場合、一般的大学入学資格は承認されなかったものとみなされる。第3項第3文が準用される。
- (6) アビトゥーア試験の開始前に、これらの規定について説明が行われなければならない。

第四章 留年、退学

第29条 留年に関する要件

- (1) 学年段階では、第2項から第4項までの規定を除き留年することができない。
- (2) 第2学期の終了時においてすでに、筆記試験の受験許可が可能でないと決定される場合で、先行する学年をすでに留年していないときは、一度に限り第1学年段階を繰り返すことができる。さらに校長は、特別困難な状況にある場合、先行する学年をすでに留年していないときは、第1学年段階又は第2学期及び第3学期を繰り返すことを許可することができる。
- (3) 一般的大学入学資格が承認されなかった生徒は、それが一度目である場合には、一度に

限り、次の各号のとおり留年することができる。

1. アビトゥーア試験の筆記試験の受験が許可されなかった場合(第20条第3項)は、次に掲げる学年及び学期を繰り返すことができる。
 - a) 第2学期及び第3学期又は
 - d) 学年の最後まで第2学年段階の履修を続けたのち2学年段階全部又は
 - c) 半年間の通学中断後、第3学期
 2. その他の場合は、第3学期及び第4学期
- (4) 学期終了までに総合成績の第1及び第2ブロックで必要な達成をもたらさないことが見込まれる第4学期の生徒は、申請により校長の同意を得て第3項第1号にもとづき一度に限り留年することができる。この場合、一般的大学入学資格は承認されなかったものとみなされる。
- (5) 個々のコースのみの再履修は、認められない。
- (6) 一般的大学入学資格の承認にあたっては、上級段階の留年も、アビトゥーア試験の再受験も認められない。

第30条 留年の場合のコースの選択

- (1) 留年にあたり、生徒は、学校が提供するコースの枠内で新たにコースを選択する。第2条第2項にもとづく決定は、2度第1学期が繰り返される場合にのみ適用される。以前のコースに相当するコースの開設を請求する権利はない。
- (2) 合格している履修コースは考慮されない。この規定は、ドキュメンテーション及びコロキウムを含むゼミナールコースの枠内で履修したコースに関しても適用される。ゼミナールコースが部分的に繰り返される場合、繰り返されない部分でもたらされた達成は、そのまま残り、特別の達成のために新たに形成さ

れる総合点に組み込まれる。

- (3) 最低点数の獲得のために必要なコースを履修できない者は、学期終了時に、授業を受けることなく当該コースの授業内容に関して筆記及び口述による成績の確認を受けなければならない。その際、筆記及び口述の成績は、それぞれ1倍で計算される。成績の確認結果は、当該コースの成績とみなされる。成績の確認は、すでに自己準備中も生徒を助言している、校長から委託された教科教員により行われる。
- (4) 生徒の留年にあたり、学校では除去できない困難が生じた場合、上級学校監督官庁は特別規定を定めることができる。

第31条 退学

第1学年段階の終了時に、すでにアビトゥーア試験の筆記試験の受験を許可することができないことが確定し、かつ、この学年段階を繰り返すことができないか、又はその者に対し、2度にわたり一般的大学入学資格の承認が拒まれた生徒は、ギムナジウムを最終的に退学しなければならない。

第五章 ギムナジウム非通学者のためのアビトゥーア試験

第32条 受験者

公立ギムナジウム又は州により承認された私立ギムナジウム(注46)の生徒でない者で、一般的大学入学資格を取得しようとする者は、特別受験者(非通学者)としてアビトゥーア試験を受験することができる。

第33条 試験の期日

非通学者のためのアビトゥーア試験は、公立ギムナジウムのアビトゥーア試験とともに年1回行われる。

第34条 試験の形態、試験教科

(1) 試験は、2つの部分に分けられる。第1部は、筆記試験及び口述試験が行われる4教科を包括する。第2部は、口述試験のみが行われる4つのその他の教科を包括する。試験の第1部の教科は中核教科の要件にもとづき、試験の第2部の教科は口述試験教科の要件にもとづき、通常のアビトゥーア試験のなかで行われる。

(2) 筆記試験教科とすることができるのは、次に掲げる必修領域(第8条第2項)の教科である。

ドイツ語、英語、フランス語、ラテン語、ギリシャ語、ロシア語、イタリア語、スペイン語、歴史、プロテスタント若しくはカトリック宗教科又は倫理、数学、物理、化学及び生物並びに教科としての地理及び社会科。

上級学校監督官庁は、個々の場合に、体育を除くその他の教科を許可することができる。教科は、決定の時点で、それが当該試験期日において、対応する要件をとらない通常のアビトゥーア試験の対象となることが確認される場合に許可されるものとする。

(3) 可能な試験教科から、志願者は試験の2つの部分のそれぞれ4教科を選択する。選択にあたっては、次の各号の規定が適用される。

1. 第1試験部分の教科は、ドイツ語、必修領域(第8条第2項)の1外国語、数学及び歴史である。
2. 第2試験部分の教科には、もうひとつの外国語及び物理、化学又は生物のいずれか1教科が含まれていなければならない。

第35条 受験申請

(1) 申請は、試験前年の10月1日までに志願者の住所を所管する上級学校監督官庁^(注47)に対し行われなければならない。州により認可された私立ギムナジウムの生徒に関しては、ギムナ

ジウムが所在する県(Bezirk)の上級学校監督官庁が権限を有する。遠隔学習課程への参加により試験準備を行った志願者は、その者の住所又は遠隔学習課程が開催される場所を所管する上級学校監督官庁に申請を行うことができる。

(2) 申請には、次の各号に掲げる書類が添付されなければならない。

1. これまでの教育の道及び場合によっては行われた職業活動に関する申告をともなう一覧形態の履歴書
2. 出生に関する記録(認証された謄本又は複写)及びパスポートに使用する大きさの写真
3. 通学した学校の修了証又は卒業証(認証された謄本又は複写)
4. 一般的大学入学資格又は専門分野大学入学資格の取得試験を受験しているかどうか、及び場合によってはいかなる成績をともなって受験しているかについての表明
5. 試験教科(第34条第3項)の選択に関する表明
6. 試験の準備に関する説明及び場合によっては証明書

(3) 州により認可された私立ギムナジウムの生徒に関しては、個々の申請に代わりまとめて申請を行うことができる。まとめて行う申請には、各生徒の姓名、生年月日、出生地及び住所が含まれていなければならない。まとめて行う申請には、第2項にもとづく文書が添付^(注48)されなければならない。この規定は、遠隔学習の受講者又は補完学校(Ergänzungsschule)の生徒に対して準用される。

第36条 受験許可の要件

(1) 次の各号に掲げる者のみを受験を許可される。

1. 申請の翌年の7月31日までに満19歳に達

- している者
2. 一般的大学入学資格の承認がすでに2回拒否されていない者
 3. すでに他の場所で一般的大学入学資格を取得していない者
 4. 試験前年に公立又は州により承認された私立ギムナジウムの生徒でなかった者
- (2) 試験に関しては通常、バーデン・ヴュルテンベルク州に恒常的に住所を有する者又は州により認可された私立ギムナジウム若しくはバーデン・ヴュルテンベルク州にあるその他の教育機関で非通学者のためのアビトゥーア試験の準備を行った志願者のみが許可される。

第37条 受験許可の決定

上級学校監督官庁は、許可の決定を行い、志願者の試験の実施のために公立ギムナジウムを割り当てる。上級学校監督官庁は、ギムナジウムに決定を委任することができる。

第38条 試験の実施

- (1) 許可された志願者の試験に関して、その他の次の各号に掲げる基準をとめない、第18条、第21条、第23条、第24条第3項から第8項、第27条及び第28条の規定が準用される。
1. 第2部には、第1部に合格した者のみが参加することができる。
 2. 第18条第1項第3号、第4項第2号、第22条第1項第6文の意味における教科教員は、試験委員長及び第21条第5項第1文の意味で上級学校監督官庁により任命された公立ギムナジウム、通常は志願者の試験の実施を割り当てられたギムナジウムの教科教員とする。
 3. 州により認定された私立ギムナジウムの生徒の場合、上級学校監督官庁は、試験が全面的又は部分的に当該学校の建物で引き

受けられることを認めることができる。この場合の指揮監督及び監視については、高等学務局がこれを規律する。

4. 非通学者の試験の第1部における外国語の試験の場合、口述試験は、コミュニケーション試験(第22条)に関して適用される中央基準にもとづき実施される。第18条にもとづく教科委員会の構成は、影響を受けない。
- (2) 志願者は、試験の開始に際して写真が貼られた公的な身分証明書を提示し、試験の全期間これを携行し、要求に応じこれを呈示しなければならない。

第39条 試験の成績、一般的大学入学資格証明書

- (1) 試験の第1部終了後、試験委員長は、第1部に合格し、第2部を受験できる者を決定する。第1部に合格しなかった者は、一般的大学入学資格が認められなかったものと見なされる。
- (2) 試験の第2部終了後、試験委員長は第2部に合格した者を確定する。第2部に合格しなかった者は、一般的大学入学資格が承認されなかったものとみなされる。
- (3) 試験委員長は、試験の第1部及び第2部に合格した志願者に関して、総合結果及び別表2として添付された表にもとづき総合点数を確定し、一般的大学入学資格を付与する。
- (4) 試験の2つの部分の成績は、次の各号の規定にもとづき算出される。
 1. 第1部は、0点と評定された教科がなく、かつ、4教科すべてを合計して少なくとも220点に達しており、少なくとも2教科で1倍の点数が各5点に達している場合に合格とする。合計点の算出にあたっては、筆記及び口述の試験の点数は、5.5倍される。
 2. 第2部は、0点と評定された教科がなく、

かつ、少なくとも2教科で1倍の点数が各5点の評価を与えられ、全4教科の合計が80点に達している場合に合格とする。合計点の算出にあたっては、各教科の点数は、それぞれ4倍される。

第26条第2項及び第3項は準用される。

- (5) 一般的大学入学資格が承認されなかった志願者は、1度に限りアビトゥーア試験を再受験することができる。第36条第1項第2号は、影響を受けない。

第六章 経過規定及び末尾規定

第40条 アビトゥーア試験の再受験

- (1) 2003/04学年度にアビトゥーア試験を再受験する生徒に関しては、次の各号の規定が適用される。
- 異なるギムナジウムからの留年者のために、基本的に第41条第2項にいう省令にもとづき導入される学年段階は、高等学務局が定めるそれぞれのギムナジウムのなかに、これを設置することができる(共同学年段階)。
 - 組織的な理由からいかなる共同学年段階にも通学できないか、又は共同学年段階に通学することを望まない生徒は、新しく形成される学年段階の授業を繰り返す。その際、生徒は、第41条第2項にいう省令又は本省令のいずれが、基本的にその者に対し適用されるかについて選択することができる。生徒が本省令の適用を選択したときは、これまで履修していたコースは、本省令にもとづき規定されたコースに置き換えられ

る。

- 必要な場合、高等学務局は個々の場合に、共同学年段階、第2学年段階又はアビトゥーア試験において、規則にしたがった留年に関して必要な規則をさらに設ける。その際、文部省は、個々の場合に州統一的な問題設定(第21条第2項)を行うことなく、高等学務局に問題設定を委託する。これに該当する各ギムナジウムは、高等学務局に複数の問題を提案する。^(注49)
- 2003/04学年度の非通学者のためのアビトゥーア試験の再受験に関しては、第41条第2項にいう省令が適用される。

第41条 施行

- この省令は、第1章から第4章までの規定が2002/03学年度に第1学年段階(第2条第1項)に移行する生徒に適用し、第5章の規定は2003/04学年度に適用するという条件で、公布の日の翌日からこれを施行する。
- この省令の施行と同時に、1999年4月9日の省令(バーデン・ヴュルテンベルク州法律公報169頁)により最終改正された1983年4月20日の第12学年及び第13学年段階並びに通常の形態のギムナジウム及び寄宿舎付きの上構形態のギムナジウムにおけるアビトゥーア試験に関する文部省令(バーデン・ヴュルテンベルク州法律公報323頁;バーデン・ヴュルテンベルク州文部省公報367頁)は、最終的に2002/03学年度前に第1学年段階(従来の第12学年段階)に入学しているか、又は入学する生徒に対して適用することを条件に、失効する。第40条は影響を受けない。

付表 1

(第15条第2項、第22条第1項及び第24条第6項に関して)

筆記試験及び口述試験並びに体育科の専門実技試験を含む口述試験にあたっての試験成績の換算表

評点		筆記試験																
		6	5			4			3			2			1			
評点	点数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
口 述 試 験	6	0	0	2	5	8	10	13	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40
	-	1	1	4	6	9	12	14	17	20	22	25	28	30	33	36	38	41
	5	2	2	5	8	10	13	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42
	+	3	4	6	9	12	14	17	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44
	-	4	5	8	10	13	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42	45
	4	5	6	9	12	14	17	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44	46
	+	6	8	10	13	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42	45	48
	-	7	9	12	14	17	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44	46	49
	3	8	10	13	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42	45	48	50
	+	9	12	14	17	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44	46	49	52
	-	10	13	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42	45	48	50	53
	2	11	14	17	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44	46	49	52	54
+	12	16	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42	45	48	50	53	56	
-	13	17	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44	46	49	52	54	57	
1	14	18	21	24	26	29	32	34	37	40	42	45	48	50	53	56	58	
+	15	20	22	25	28	30	33	36	38	41	44	46	49	52	54	57	60	

この表は、次の計算過程の基礎となる。
筆記試験の結果(専門実技試験の体育)は2%倍し、口述試験の結果(体育の試験の口述部分)は1%倍し、算出された点数を加える。

最終結果の算出のための計算過程にあたり、次の方式が適用される。

$$P = \frac{(2s+m)}{3} \times 4$$

結果の算出にあたり、小数点は考慮されない。

凡例：

P = 筆記及び口述試験の最終的な合計点数

s = 教科の筆記試験の成績

m = 教科の口述試験の成績

4倍された試験結果

付表 2

(第26条第1項、第39条第3項に関して)

総合点数の総合評点への換算

総合成績の点数(第26条第1項、第39条第3項)は、次の表にもとづき総合評点に換算される。

総合点数	総合評点	総合点数	総合評点
900 - 823	1.0	552 - 535	2.6
822 - 805	1.1	534 - 517	2.7
804 - 787	1.2	516 - 499	2.8
786 - 769	1.3	498 - 481	2.9
768 - 751	1.4	480 - 463	3.0
750 - 733	1.5	462 - 445	3.1
732 - 715	1.6	444 - 427	3.2
714 - 697	1.7	426 - 409	3.3
696 - 679	1.8	408 - 391	3.4
678 - 661	1.9	390 - 373	3.5
660 - 643	2.0	372 - 355	3.6
642 - 625	2.1	354 - 337	3.7
624 - 607	2.2	336 - 319	3.8
606 - 589	2.3	318 - 301	3.9
588 - 571	2.4	300	4.0
570 - 553	2.5		

注

※翻訳の原文は、バーデン・ヴュルテンベルク州の「州法ホームページ」からダウンロードした。(http://www.landesrecht-bw.de/jportal/?quelle=purl&psml=bsbawueprod.psml&max=true&docId=jlr-GymAbiPrVBWrahmen&doc.part=X)。
なお、インターネット情報は、2008年10月1日現在である。

(1) 「学年段階並びに通常の形態のギムナジウム及び寄宿舎付きの上構形態のギムナジウムにおけるアビトゥーア試験に関する省令(通常形態のギムナジウムのアビトゥーア省令)」は、2001年7月24日に制定され、その後、2005年1月14日(第1次改正)、2006年10月24日(第2次改正)、2007年2月20日(第3次改正)、2007年8月5日(第4次改正)に改正されている。以下の訳文は、これまでの改正をすべて反映させたものである。

なお、最終改正である2007年8月5日の改正省令(GBl.S.386)は第2条で、移行措置に関して次のように規定している。

- ① (この最終改正は) 2008/2009学年度に資格段階の第1学年段階に入る生徒に最初に適用されるという条件で、2007年8月2日から施行される。
 - ② 2008/2009学年度又は2009/2010学年度に第2学年段階を繰り返す生徒は、留年の開始にあたり、その者に対しギムナジウムのアビトゥーア規則が改正されたこの文言で適用されるか、又は2007年2月10日の文言で適用されるかを選択することができる。
 - ③ コミュニケーション試験に関する規定(第16条第4文、第17条第2項第3文、第21条第1項第3文、第22条第1項から第3項、第27条第1項第2文、第28条第3項第3文、第38条第1項第4号)は、2012/2013学年度にアビトゥーア試験を受験する生徒に対し最初に適用される。
- (2) 上構ギムナジウム(Aufbaugymnasium)は、基幹学校の第7学年の上に構築され、生徒は6年間通学す

ることにより、大学入学資格を取得することができる(【解説】図1「バーデン・ヴュルテンベルク州の学校制度図」を参照)。

- (3) 「女性及び男性に同時に適用される」とは、たとえば、「生徒」という場合、“Schülerin und Schüler”(女子生徒および男子生徒)という具合に女性形と男性形を併記する代わりに、“Schüler”で、女性と男性の両方を同時に表わすという意味。
- (4) 1学期は、半年間である。したがってギムナジウム上級段階(2年間)の1年目が第1学期と第2学期、2年目が第3学期と第4学期となる。
- (5) 第10学年を導入段階、第11学年および第12学年を資格段階と呼んでいる(8年制ギムナジウムの場合)前掲「ドイツの大学入学法制—ギムナジウム上級段階の履修形態とアビトゥーア試験」(以下【解説】と表記)を参照。
- (6) 資格段階では、2年間でひとつの教育的統一性を形成しているので、「進級」という考え方は採用されない。上級段階以前の段階では、次の学年に進級するためには、学年末に行われる進級試験に及第しなければならない。
- (7) 【解説】表2「中核教科」を参照。
- (8) 第10学年から開始される外国語。【解説】の注(38)を参照。
- (9) 【解説】表8「アビトゥーア試験教科一覧」を参照。
- (10) 試験官と受験者との間の「試験会話」による口述試験をコロキウムと呼んでいる。
- (11) 特別の学習達成は、その達成内容(50%)、報告文書の作成(ドキュメンテーション)25%、コロキウム25%の割合で点数が算出される。第5条第4項を参照。
- (12) 「一般的大学入学資格」を取得することにより、すべての大学タイプとすべての専門分野に入学することができる。【解説】の注(1)を参照。
- (13) 従来の評価とは、「1」(非常によい)から「6」(不可)の6段階の評価を指す。
- (14) 【解説】表6「点数付与」を参照。
- (15) 授業を補う教育活動としてコーラスやオーケストラなどの課外活動の時間が設けられている。

- (16) 前掲注(11)を参照。
- (17) 【解説】表7「通常の試験の数」を参照。
- (18) 同上。
- (19) 【解説】3-(3)「同等な達成の確認」を参照。
- (20) 【解説】表1「課題領域と必修領域・選択領域」を参照。
- (21) 教員週時間とは、学校の種類やその職責に応じて定められた週当たりの義務授業時間数をいう。
- (22) 【解説】表4「地理と社会科の履修形態」を参照。
- (23) 【解説】表5「必要なコース数と週あたりの学習時間」を参照。
- (24) 【解説】表3「中核教科以外で4学期間履修しなければならない教科」を参照。
- (25) 【解説】表12「ギムナジウム上級段階のタイムスケジュール」を参照。
- (26) 【解説】図3「アビトゥーア試験の総合成績」を参照。
- (27) 同上。
- (28) 【解説】表10「一般的大学入学資格のサンプル」の訳注(2)を参照。
- (29) 【解説】図3「アビトゥーア試験の総合成績」を参照。
- (30) 【解説】表10「一般的大学入学資格証明書のサンプル」を参照。
- (31) 筆記試験は、筆記試験のみで行われるか、又は口述試験も付加してこれを行うことができる。口述試験も付加して筆記試験が行われる場合は、筆記部分と口述部分の比は2:1で換算される。たとえば筆記試験部分で10点(15点満点)、口述試験部分で13点(15点満点)であった生徒の点数は、付表1の換算表にしたがい44点(60点満点)となる。【解説】表10の訳注(4)も参照。
- (32) 特別の学習達成の成績(0-15点)は、前掲注(11)に記した基準で算出されるが、それが口述試験の教科の代替をする場合、4倍されて(0-60点)総合成績のなかに算入される。
- (33) 第22条「専門実技試験、コミュニケーション試験」で規定されているように、音楽、美術または体育の筆記試験は、筆記の部分と実技の部分が同等のウェイトをもつ特別の専門試験が行われる(筆記:実技=1:1)。現代外国語の筆記試験では、筆記試験部分が3分の2、コミュニケーション試験部分が3分の1のウェイトをもつ試験形態がとられる。また、第24条「口述試験の実施」第6項で規定されているように、美術または音楽で口述試験が行われる場合は、専門実技の試験も口述試験と併せて行うことができると規定されている。体育の口述試験は、口述の部分(約20分間)と専門実技の部分から構成されるとして、専門実技の試験が併せて行われなければならないとされている(その際、専門実技の部分の成績は2%倍、口述の部分の成績は1%倍して、算出された点数を合計するとされている)。
- (34) 州により承認された私立ギムナジウム(staatlich anerkanntes privates Gymnasium)は、公立学校の代替をする学校という意味で、代替学校(Ersatzschule)と呼ばれ、アビトゥーア試験においても公立ギムナジウムと同等に扱われる。なお、後掲注(47)に記した「州により認可された私立ギムナジウム」も参照。
- (35) 第15条第2項第4文で、「特別の学習達成の成績が、口述試験教科の成績を代替することができる」と規定されている。前掲注(32)も参照
- (36) 【解説】表8「アビトゥーア試験教科一覧」を参照。
- (37) 【解説】表12「ギムナジウム上級段階のタイムスケジュール」を参照。
- (38) 同上。
- (39) 採点は、0点から15点の16段階で評価される。
- (40) 【解説】表12「ギムナジウム上級段階のタイムスケジュール」を参照。
- (41) 前掲注(33)を参照。
- (42) 同上。
- (43) 筆記試験の枠内で口述試験が実施されるのは本条文中に規定されているように、試験委員長がそれを決定した場合、または生徒がそれを申し出た場合である。
- (44) 前掲注(33)を参照。
- (45) 【解説】図2「総合成績の最高点と合格最低点」を参照。
- (46) 注(34)を参照。

(47) 州により認可された私立ギムナジウム (staatlich genehmigtes privates Gymnasium) は、「州により承認された私立ギムナジウム」(前掲注(43)を参照)と異なり、代替学校の取り扱いを受けないので、アビトゥーア試験を自校で実施することができない。したがって、生徒は、非通学者のためのアビトゥーア試験を受験しなければならない。

(48) 前掲注(47)に掲げたタイプの私立学校は、この補完学校の範疇に属する。補完学校は代替学校(前掲注(34)を参照)と異なりアビトゥーア試験において

も公立ギムナジウムと同等に扱われないので「ギムナジウム非通学者のためのアビトゥーア試験」を受験しなければならない。

(49) アビトゥーア筆記試験の問題は、文部省により州統一的に作成される(第21条第2項)が、共同学年段階では、高等学務局が、当該ギムナジウムから複数の問題の提出を受け、その上で筆記試験の問題を決定する。

(きど ゆたか・専門調査員)

バーデン・ヴュルテンベルク州憲法(抄)
Verfassung des Landes Baden-Württemberg
vom 11. November 1953 (GBl. S. 173)

木戸 裕訳

第Ⅲ部 教育及び訓育

第11条

- (1) すべての若者は、出自又は経済状態を顧慮することなく、その能力に応じた教育及び養成を請求する権利を有する。
- (2) 公立学校制度は、この基本原則にもとづき形成されなければならない。
- (3) 州、市町村及び市町村連合は、必要な方策、とりわけ教育助成もこれを提供しなければならない。
- (4) 詳細は、法律がこれを規律する。

第12条

- (1) 青少年は、神への畏敬、キリスト教の隣人愛の精神のなかで全人類の友愛及び平和愛へ向けて、民族及び故郷への愛のなかで倫理的及び政治的責任、職業的及び社会的保護並びに自由で民主的な思念へ向けて教育されなければならない。
- (2) 教育の責任ある維持者は、その領域において、親、国家、宗教団体、市町村及びその連携のなかで構成される青少年である。

第13条

青少年は、搾取から並びに倫理的、精神的及び肉体的危険から保護されなければならない。州及び市町村は、必要な施設を設置する。その任務は、民間福祉団体によっても引き受けられることができる。

第14条

- (1) 一般的就学義務が存在する。
- (2) 公立学校における教育及び教材は無償であ

る。無償は、段階的に実現される。公的な必要に合致した公益を基礎に活動する私立の中等学校及び高等学校は、教育的に高い価値をもつものとして承認され、同様の免除を与え、このために生ずる財政的負担の調整を請求する権利を有する。公益を基礎に活動する第15条第2項にもとづく私立の国民学校は、同様の請求権を有する。詳細は、法律がこれを規律する。

- (3) 州は、市町村及び市町村連合に対し、授業料及び教材の無償により発生する不足額及び超過支出を補償しなければならない。学校設置者は、不足額及び超過支出に関与することができる。詳細は、法律がこれを規律する。

第15条

- (1) 公立の国民学校(基礎学校及び基幹学校)は、1951年12月9日にバーデンにおいてキリスト教的性格をもつ宗派混合学校(Simultanschule)に適用された原則及び規定にもとづくキリスト教共同体学校(christliche Gemeinschaftsschule)の形態を有する。
- (2) 1966年3月31日に宗派学校(Bekenntnisschule)として設立された南ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルンの公立の国民学校(基礎学校及び基幹学校)は、教育権者の申請により、州により助成される同じ宗派の私立国民学校に変更されることができる。詳細は、3分の2の賛成を必要とする法律がこれを規律する。
- (3) 親がその子どもの訓育及び教育に共同決定する本来的な権利は、教育制度及び学校制度の形成にあたりこれを考慮しなければ

(注1)
ならない。

第16条

- (1) キリスト教共同体学校で、子どもは、キリスト教及び西洋の、教育及び文化価値を教育される。授業は、宗教の授業を例外として、共同で行われる。
- (2) 国民学校教員の任命にあたっては、生徒の宗教的及び世界観的な信仰への顧慮ができる限りなされなければならない。ただし、信仰と結びついていない教員が不利をこうむってはならない。
- (3) 国民学校のキリスト教的性格の解釈にあたり疑問が生じた場合、疑問は、州、宗教団体、教員及び親の間の共通の協議において除去されなければならない。

第17条

- (1) すべての学校で、寛容及び社会的倫理の精神が支配する。
- (2) 学校監督は、専門的な準備教育を受けた専任の官吏により行われる。
- (3) 公的に承認される資格が取得される試験は、州の部署又は州により権限を付与された部署において行われなければならない。
- (4) 教育権者は、選抜された代表者を通して、学校の生活及び活動に参加する。詳細は、法律がこれを規律する。

第18条

宗教の授業は、公立学校において正規の学習教科である。宗教の授業は、宗教団体の基本原則にもとづき、国による一般的監督権にかかわらず、委託を受けた者により行われ、かつ、監督される。宗教の授業及び学校の宗教行事への参加については、教育権者の意思表示に任され、宗教の授業を行うにあたっては、教員の意思表示に任される。

第19条

- (1) 公立の基礎学校及び基幹学校教員の養成は、教員が第15条にいう基本原則にもとづく教育及び授業を行う能力をもつことを保障するものでなければならない。教員養成は、第2項で規定する教科を例外として、州の施設で共通に行われる。
- (2) 神学及び宗教教育の講師は、所轄の教会統括部の同意を得て任命される。

第20条

- (1) 大学は、研究及び教育において自由である。
- (2) 大学は、国による監督にかかわらず、法律及び州により承認された大学の定款の枠内で、大学のもつ特別の性格に対応する自治の権利を有する。
- (3) 教員の補充にあたり、大学は提案権の行使により協働する。

第21条

- (1) 青少年は、学校で、自由で責任ある友好的な同胞となるよう教育を受け、かつ、学校生活の形成に関与しなければならない。
- (2) すべての学校で社会科 (Gemeinschaftskunde) は、正規の学習教科である。

第22条

成人教育が、州、市町村及び郡により促進されなければならない。

注

※ 翻訳の原文は、バーデン・ヴュルテンベルク州の法律ポータルからダウンロードした。(http://www.landesrecht-bw.de/jportal/?quelle=jlink&query=Verf+BW&psml=bsbawueprod.psml&max=true)

なお、インターネット情報は、すべて2008年10月1日現在である。

- (1) ドイツ連邦共和国基本法第6条第2項では、次の

ように規定されている。「子どもの養護および教育は、親の本来の権利であり、かつ、何よりもまず親に課せられている義務である。その行使に対しては、国家共同社会がこれを監視する」。

- (2) 基本法第7条第3項では、次のように規定されている。「宗教の授業は、公立学校において無宗派学校を除き正規の学習教科である。国による監督権にかかわらず宗教の授業は、宗教団体の基本原則と一致して行われる。いかなる教員も、その意思に反し

て宗教の授業を行うことを義務付けられてはならない」。

- (3) 基本法第7条第2項では、次のように規定されている。「教育権者は、その子どもの宗教教育への参加について、これを決定する権利を有する」。
- (4) 注(2)を参照。

(きど ゆたか・専門調査員)

バーデン・ヴュルテンベルク州学校法(抄)

2006年12月18日の法律(GBl. S. 378; K. u. U. 2007 S. 38)により
最終改正された1983年8月1日の文言(GBl. S. 397; K. u. U. S. 584)による

バーデン・ヴュルテンベルク州学校法 (Schulgesetz für Baden-Württemberg (SchG))

木戸 裕訳

第1条 学校の訓育及び教育の委託

(1) 学校の委託は、ドイツ連邦共和国基本法及びバーデン・ヴュルテンベルク州憲法により規定された秩序にもとづき、とりわけすべての青少年は、出自または経済的状况にかかわらず、その者の能力に対応した教育及び訓練を受ける権利を有し、かつ、国家及び社会並びにその者を取り巻く共同体において、責任、権利及び義務を遂行するための準備がなされなければならないことにもとづき定められる。

(2) 学校は、州憲法に規定された訓育及び教育の委託を実現しなければならない。知識、能力及び達成の提供のほか、学校は、次に掲げる事柄を行うことが義務づけられる。

一 生徒を、神の前の責任において、キリスト教の隣人愛の精神において、人間性及び平和への愛に向けて、民族及び故郷への愛において、他者の尊厳及び信念への敬意に向けて、達成への意志及び自己責任に向けて、並びに社会性の維持に向けて、教育し、かつ、生徒の人格及び能力の展開のなかでこれを促進すること。

一 生徒を、個々の場合にその受容について議論することを拒むものではないが、自由で民主主義的な基本秩序の価値観及び秩序観念の受容に向けて教育すること。ただし、その際、基本法及び州憲法に規定された自由で民主主義的な基本秩序に疑問が呈されてはならない。

一 生徒に、憲法に合致する市民の権利及び

義務を自覚する準備をし、かつ、そのために必要な判断能力および決定能力を仲介すること。

一 生徒に、人生の使命の多様性に対する準備並びに種々の使命及び発達をもった職業及び労働世界のための準備をさせること。

(3) 学校の委託を満たすにあたり、学校は、親のもつその子女の教育に参加する憲法上の権利を尊重し、かつ、訓育及び教育のその他の維持者の責任を考慮しなければならない。

(4) 学校の任務を満たすために必要な規定及び措置は、これらの原則に合致するものでなければならない。このことはとりわけ、教育及び教授プラン並びに教員養成に関して妥当する。

第3条 学校制度の統一性及び分岐

(1) 州の学校制度は、その共通な訓育及び教育の委託のなかで基礎付けられる統一性にかかわらず、種々の学校種類に分岐される。州の学校制度は、あらゆる学校段階ですべての青少年にその能力に対応する教育を可能にするものとする。

(2) 学校制度の形成、規則及び分岐にあたっては、生活及び職業の課題がもつ様々な種類の能力傾向及び多様性並びにドイツの学校制度の統一性、学校種類及び学校段階のもとの移行可能性をもった学校制度の組織的な構築、個々の学校の生活能力及び労働能力、並びに学校コストの適切性が考慮されなければならない。

第4条 学校種、学校段階

(1) 学校種(Schulart)は、訓育及び教育の共通な委託の枠内で学校制度の同等に尊重される構成要素として、その独自の任務を有する。学校種は、学校のタイプで構成されることができる。文部省は、州議会の同意を必要とする法規命令により新しい学校タイプを設置することができる。

学校種には、次の学校が該当する。^(注1)

基礎学校 (Grundschule)

基幹学校 (Hauptschule)

実科学校 (Realschule)

ギムナジウム (Gymnasium)

コレーク (Kolleg)

職業学校 (Berufsschule)

職業専門学校 (Berufsfachschule)

職業コレーク (Berufskolleg)

職業上級学校 (Berufsoberschule)

専門学校 (Fachschule)

特殊学校 (Sonderschule)

(2) 学校段階は、学校制度の組織的な構築及びその生徒の年齢にしたがった発達との適合から生じる、相互に関連する区分のなかの教育の道の構成に対応する。学校段階の終了時には、通常、定められた教育目標に到達していることが証明されなければならない。

学校段階は、次の段階である。

初等段階

オリエンテーション段階を伴う中等段階 I

中等段階 II

(3) 個々の学校種の独自の教育委託がこれを許す場合、とりわけ学校段階の内部で、多様化された教育課程及びその修了証が相互に調整され、かつ、学校種類のもとでの具体的な移行が可能となるものとする。

第8条 ギムナジウム

(1) ギムナジウムは、対応する能力及び教育意

図をもつ生徒に、大学における学習能力へ導く、幅広く、かつ深化された一般教育を仲介する。ギムナジウムは、とりわけ理論的認識を再構成し、困難な状況を精神的に把握するとともに、多層的な連関性を見通し、秩序付け、理解して表現し、かつ、描写できる能力を促進する。

(2) ギムナジウムは、異なるタイプで構築される。

1. 通常の形態では、基礎学校の上に構築され、8年間を包括する。

2. 上構形態では、

a) 基幹学校の第7学年の上に構築され、6年間を包括する。

b) 実科学校の第10学年の上に構築され、3年間を包括する。

a)にもとづく上構形態へはギムナジウム又は実科学校の対応する学年の生徒、b)にもとづく上構形態へはギムナジウムの第10学年へ進級した生徒、専門学校修了証を取得した生徒、又はこれと同等の教育レベルをもつ生徒も許可されることができる。

(3) ギムナジウムは、職業を志向する教育内容を仲介し、職業に関連する教育課程に導くことができる。職業ギムナジウムのタイプは、付加的に職業資格を付与する修了証へ導くことができる。

(4) 上級段階が置かれていないギムナジウムは、前期ギムナジウム (Progymnasium) の名称をもつ。

(5) すべてのタイプのギムナジウム上級段階に関して、次の各号の規定が適用される。

1. 上級段階は、導入段階としての第10学年並びに第11学年及び第12学年を包括する。上級段階への通学は、通常3年間である。

2. 学年段階では、半年のコースにより授業が行われる。生徒は、必修領域及び選択領域からコースを選択する。その際、一定の

コースが必修として定められる。選択可能性は、これを制限することができる。

3. 必修領域は、言語／文学／芸術課題領域を包括する。宗教科、倫理及び体育がこれに付け加わる。宗教科及び倫理は、課題領域に属することが可能である。
4. 上級段階は、アビトゥーア試験により終了する。
5. 大学入学資格は、総合成績により取得される。大学入学資格は、大学における学習資格を与える。
6. 文部省は、第1号から第5号の実施に関する詳細を法規命令により規律する。その際、成績評価は、従来の得点に属する点数システムにより置き換えられることができる。総合成績は、一定の換算されるコースの成績及びアビトゥーア試験の成績と並んで、アビトゥーア試験の成績評価に算入されることができる特別の学習達成を包含することができる。コースは、種々のウエイトをつけることが可能である。アビトゥーア試験の受験許可は、一定のコースの履修及び一定の成績証明書に依拠することができる。

第88条 教育の道の選択

- (1) 基礎学校に続くあらゆる教育の道に関しては、教育権者がこれを決定する。成年に達している生徒は、自らこれを決定する。^(注2)
- (2) 基幹学校、実科学校、ギムナジウム、コレーク、職業専門学校、職業コレーク、職業上級学校及び専門学校へは、能力及び達成にしたがい選択される学校種類に適っていると見なされた者のみが受け入れられる。
- (3) 能力及び達成にしたがえば、第2項の規定にいう学校で合格の成績を得る要件を満たし

ていない生徒は、学校を退学する。その者がまだ就学義務を終えていない場合は、その者の能力に対応する学校種類の学校に通学しなければならない。

- (4) 生徒が学校所在地に居住していないという理由で、第2項の規定にいう学校への生徒の入学が拒まれてはならない。同じ種類の学校タイプの別の学校への通学が可能であり、それが生徒にとって正当である場合、特定の学校への入学を請求する権利はない。学校監督官庁は、決定の前に当該生徒の親から聴聞する。

注

※ 翻訳の原文は、バーデン・ヴュルテンベルク州の「州法ホームページ」からダウンロードした。

<http://www.landesrecht-bw.de/jportal/?quelle=jlink&query=SchulG+BW&psml=bsbawueprod.psml&max=true>

なお、インターネット情報はすべて2008年10月1日現在である。

- (1) 前掲「ドイツの大学入学法制—ギムナジウム上級段階の履修形態とアビトゥーア試験」の「I ドイツの教育制度の特色」および図1を参照。なお、コレークに通学することで、職業教育学校などで学んだ生徒は、大学入学資格を取得することができる。
- (2) ドイツでは、成年は満18歳である。
- (3) ドイツでは、全日制就学義務は9年間（一部の州は10年間）であるが、全日制就学義務修了後、いかなる学校にも就学しない者は、企業等で職業訓練を受けながら定時制の職業学校に通う義務がある（定時制就学義務）。

(きど ゆたか・専門調査員)